

第八十四回国会 参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和五十三年五月二十五日(木曜日)
午前十時三十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 金井 元彦君
理事 夏目 忠雄君
望月 邦夫君
神谷信之助君

委員

衛藤征士郎君
金丸 三郎君
鈴木 正一君
鍋島 直綱君
成相 善十君
小山 一平君
佐藤 三吾君
阿部 憲一君
上林繁次郎君
向井 長年君
前島英三郎君

国務大臣

自治大臣 加藤 武徳君

政府委員

自治省行政局長 塩田 章君
自治省行政局長 務員部長 伊藤 保君

事務局側

常任委員会専門員 伊藤 保君

説明員

総理府恩給局恩給問題審議室長 手塚 康夫君
大蔵省主計局共済課長 山崎 登君
自治省行政局長 務員部長 桑名 靖典君

本日の会議に付した案件

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(金井元彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 五十三年度の改正で七％プラス一千三百円の引き上げがなされておりますが、これは私どもとして一定の評価をしております。ただ、最近のように春闘の賃上げが物価に追いつかない、こういう状態が昨年、本年、さらにまた来年合めていろいろ予測されておるわけですから、もと、本来賃金というのは御存じのとおり生活給が基本に置かれておるわけですし、その生活給の基本というのは、やっぱり物価問題を抜きにしては守られないわけですから、物価の方が賃金を追い越すという異常な状態の中で、いわゆる賃金を指標に置いておる恩給の改正ですね、またそれに伴う年金の改善という、こういった事態になっておるわけですから、この問題について来年度以降の展望を含めてひとつ冒頭でございまして、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(加藤武徳君) 御承知のように公務員の給与は、国家公務員につきましては人事院の勧告に基づいて給与が取り運ばれておる、また地方公務員につきましては、国家公務員と権衡をした形において給与が支給される、かようなたてまえ

であることは御承知のとおりでございます。そこで、人事院の給与改定の勧告は民間をベースにいたしておるのでございまして、民間の諸調査に基づいて勧告がなされておる。それを基本的に公務員の給与が体系づけられておる、かようなことでございまして、佐藤議員のたゞいまの御指摘は、物価の上昇との関連においての御質問でございます。

た。物価上昇と賃金の給与改定が均衡を失いました場合には生活に大いなる脅威が生じてくると、かようなことでございまして、しかし辛い物価も安定いたしましたので、大きな値上がりはない現況下におきましては、公務員の給与がもっと高いことが公務員といたしましても期待をいたすところでございます。いま申し上げけれども、私はその間に大きな開きが生じておる現状ではない、かように判断をいたしております。

なお、退職をいたしました方々に対します共済等の長期給付につきましては、毎年公務員の給与の引き上げに対応いたします形においてその額が決定を見ておるのでございまして、いま御審議いただいておりますものは、昨年の給与改定に伴います公務員の給与のベースがアップをいたしましたそれとの均衡を保つ姿においてなされておる、かようなことでございまして、がしかし、恩給なり年金を受給しておられます方々からしばしば上がっております声は、なるほど六月から五月になり四月になって、そして今日では四月改定、かようなことにはなっておりますけれども、しかしそれは一年おくれではないか、かような議論があります。私も承知をいたしておりますのでござい

けれども、しかし共済の長期給付の性格上現時点においてはやむを得ないものと、かような判断をいたしておりますのでございまして。

○佐藤三吾君 いま大臣が物価の問題は安定化しておるというお話でございましたが、昨年来例に

とりますと、物価と賃金というのは御存じのとおり開きが出ておりました、それを基礎にして今度の改定が行われる、こういう実態になっておるわけですね。いま一年おくれの問題も出されましたけれども、この問題を含めて恩給局の方の考え方をひとつお聞きしたいわけですね。

○説明員(手塚康夫君) 私どもの方、恩給年額の調整というのは実は一番大きな課題として従来問題になってきたものでございます。先生も御存じのように、大昔は給与にそのまますらいで、乗っている方式をとっていただけですが、給与制度の変更あるいは社会情勢の変化等もございまして、それから離れてしばらくは指標を求めてきたような感じがございまして、四十三年に恩給審議会の答申もございまして、そのころから審議会方式というふうなものに切りかえ、その場合にはどちらかと言えば物価中心に考えているわけでございますが、四十八年に至りまして、公務員給与がやはり総合的な指標ではないか、物価もいわずに総合的な指標として使っていくべきではないか、それと、かつては公務員給与にそのまま乗っかっていた、この点を勘案いたしまして、四十八年からは完全に現職公務員給与を指標とするということになったわけでございます。これもさらにいろいろな問題がございまして、実は五十一年からは、その単なる平均ではなくて、傾向まで反映するという、回帰分析方式と称しておりますが、そういうものも取り入れて、現在五十三年度になります。かようなことで来ていますのでござい

ます。したがって、われわれといたしますと公務員給与は総合指標としてとり得るものだと思はれておりまして、ここ数年確かに現象的に物価の方が上回るという事象、このことを私どもとしては関心は持っているところでございます。ただ

第二部 地方行政委員会會議録第十四号 昭和五十三年五月二十五日 【参議院】

過去の分をトータルいたしましたも、実は物価のトータルよりは公務員給与トータル、すなわち恩給でやってきておりますトータルの方がはるかに高いわけですね。したがって、単年度で見ても公務員給与の方が物価を下回るから、それじゃ物価の方に差を要するというようなことはやはりふさわしくない、特に指標を求めてほしいん歴史を持ってきていただくので、現在の指標をさらに追いついていくのが適当ではないかというふうに考えております。

一年おくれの問題も、四十八年に公務員給与そのものをとるということになりましたので、そうなりますと、現職と比べて完全に一年有余差があるじゃないかという点がはつきりしてまいりましたのでございまして、これにつきましましては、幸い四十九年に国会の方からの御提案がございまして、従来の十月からようやく一月前進ができて、その後政府提案により一月ずつ前進し、昨年はさらに減税問題も絡んで、ようやく当面の四月実施が実現できたわけでございます。これは減税というものの絡んでおりまして、これが果たしてそのままだとどうかという問題もございまして、今年度成立しました恩給法案、これでは、やはり続けて四月というところがまた実現を見なければなりません。われわれとしては、やはり一年おくれという問題、もう少し検討していかないといいなという問題、もう少しく検討していかないといいなという問題、あと技術的にも検討を加えながら、指標との関係も考慮しながら、この一年おくれの問題研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 いま御指摘のように一年おくれという問題が、四月にはなりませんでしたけれども、完全に一年おくれというものが残っておりますね。これは公務員給与の場合には御存じのとおりにさかのぼって差額支給という、そういう措置で、若干の金利やその他の問題あるわけけれども、一応補てんされるという仕組みになっておりますが、この恩給、年金の場合にはこの措置がとられてな

いわけですね。それらについてどういうふうな考へておられるかということが一つ、もう一つは、やはりいわれる一年おくれでスライドしていくという、こういう一つの仕組みになつておりますけれども、完全にこれが制度化されたものじゃない、立法化されたものじゃない、こういう点についてどういうようなお考えであるか、お聞きしたいと思ひます。

○説明員(手塚康夫君) 一年おくれの問題をどういうふうな説明したらおわかりいただけるか……実は先ほど申し上げましたような経緯からいいますと、四十八年度までは公務員給与そのものを指標としてきたわけではございません。四十八年から公務員給与を指標とするようになったわけですが、実は恩給の改善は四十九年、せいぜい五十年あたりまではベースアップがもたらした中心でございまして、恩給の改善と称すると、ベースアップの問題であつたわけでございます。しかし、五十一以降は、実はベースアップ以外にも、多々改善をやつておるわけでございます。したがつて物価との関係で申しますと、実は平均的にはベースアップだけならともかくも、全体の改善を見ますと物価をはるかに上回つた改善をやつておるんだというふうには実は理解をしてゐる面もございまして、ですから、実は一年おくれの問題も、ベースアップだけということになれば、これは端的に出てくる問題だと思ひますが、実はここ数年、その他の改善ができる、その他の改善に実は力を注ぐということをやつておるもので、そういう意味では、その他の改善でより必要な層に必要な改善ができるならば、その方が優先するんではないかという考えも実は持つておるわけでございます。

○佐藤三吾君 具体的に、その他の改善というのはどういふことですか。
○説明員(手塚康夫君) たとえば今年度でございますと公務扶助料、戦没者の遺族に対する扶助料ですね、これは通常の七%のアップではなくて、

さらに上回つた特段の改善を行うといったようなことをやつておるわけですね。傷病恩給についてもそうですし、それから従来低く抑えられてきております加算恩給についての改善、こういったものを行つておるわけでございます。それから、ちなみに申し上げますと、今回の改善はベースアップによるものだけで見ますと平均七%でございます。ただ、全体で見ますと実は一六%の改善になるわけでございます。

○佐藤三吾君 法制化の問題はどうなんですか。
○説明員(手塚康夫君) 失礼いたしました。法制化と申しますのは、われわれはスライド制と申しておりますが、これが一体どういう点にポイントがあるかというの、実はわれわれも考えてみますと幾つかあるわけでございます。受給者サイドからも法制化の要望は確かにございまして、ただ、それを聞いてみますと、いまのような指標が実は混乱しているときがございまして、実はベースアップが見送られてしまつたという時期がかつて相当期間あつたわけでございます。それに対する危惧として法制化、スライド制ということが出ておるという感じもいたします。ただ、それにつきましては四十八年以降、公務員給与に移り変わりました五十一以降は、それともその傾向まで反映させる方式をとつて、これにつきましては実は財政当局との話し合いもきつめてスムーズにいくようになってきておるという意味で、実質的なスライド制と申しますか、それはかなり安定したものになつてきておるのではないかとこのように考えております。

ただ、これを法律を出さないで変えるというような欧米でも何か例はあるようでございますが、そういう意味のスライド制ということになりますと、実は実施時期の問題なんかももう少し検討してからでないか、とてもそういうものには移り変われないのではないかと、それから技術的にも実は回帰分析といったようなむずかしい方式をとつておるものですか、これを条文で書き込めるのかという疑問も実は持つております。そういう意

味で検討は進めていかなきゃいけないと思うのですが、必要性は私はかなり薄くなつてゐるのではないかとこのように考えております。

○佐藤三吾君 必要性が薄くなつたのじゃなくて、これはひとつせひ、非常に強い要求もあるわけですから、実施時期の問題も含めて検討してまいらう、こういうことをこの機会に要望しておきたいと思ひます。

そこで、いま実施時期の問題が出されたんですが、いま年四回ですか、支給期が。これも非常に各界の中から、今日の年金の実態から見ても、できればひとつ毎月支給にしてみたい、こういう強い要望があるわけですね。実際、事務局としてこの問題がでないのかどうかということですが、私も私なりにいろいろ調査をしてみたいんですが、直接扱つておるところを見ると、毎月となると転勤その他とか退職後の住所の変更とか、そういう実態から見て困難な問題はあるけれども、やろうと思へば大体二カ月に一回ぐらいは、隔月支給ぐらいはできないことはないという意見もあるわけですね。そういう問題がどこに隘路があるのか、ここら辺が、事務上の問題で二カ月に一遍ぐらいだったらできるということになるなら、一体どこに問題があるのか、こういう点についてひとつ御見解を承りたいと同時に、私は外国の例は余りよく知らないんですけれども、主要各国の中で一体どういふ実態があるのか、こういう問題を含めてお聞きしておきたいと思ひます。これは恩給局と自治省の方から、あわせてひとつお願いいたします。

○説明員(手塚康夫君) これは恩給と年金でも状況が違ふと思ひます。
○佐藤三吾君 ちょっといいですか、その中にちよつと関連して通算年金は年二回になつてゐますね。
○説明員(手塚康夫君) これは共済の方の問題でございます。
○佐藤三吾君 ええ。この問題を含めてお願いします。

○説明員(手塚康夫君) 恩給と共済では状況も違いますので、恩給サイドに立つての問題点を申し上げたいと思います。これは一つには恩給は実はまだ二百五十万人の受給者があり、毎年の改善で、その証書も毎年書きかえるという大変な業務量を抱えているわけなんです。実はそういうことで手書きをやっております、まだコンピュータ化、電算化できておりません。そういう意味でも実は支給回数をやすということについては事務的な条件がまだ整っていないという点が一点ございます。

それからもう一点は、実は恩給局は裁定庁でございまして、支給は郵政省がやっております。六十億以上のものをとり、これを郵政省に回して仕事を願っているわけですが、したがってこれは郵政省の方の体制ができるかどうかという問題があるわけでございます。そういう面では実はこれは他省のことで私も云々できることではございませんが、やはり現在の四回をたとえれば六回にするということになりますと、単純計算でいっても実は五割増しの作業が入ってくる。それから郵政省自体、窓口、恩給の事務だけでやっているわけではございません、ほかの年金その他の業務とかみ合わせて窓口業務を考えているということ、いろいろそういう意味の難点があるというふうに聞いていますのでござい

ます。○政府委員(塩田章君) 共済の方でございまして、いまお話しのように四回でやっておるわけでございます。これは四回でなければならぬと、あるいはもうつまり隔月支給にやってみようか、あるいはもう一歩進んで、私どもでもできる限り回数をふやしたいという気持ちはあるわけでございますけれども、どういうところに理由があるかといいますと、いまお話しのとおりです。それから事務量は伴いまして、当然のことですが財政的な問題もございまして、そういうことも

ございまして、端的に申し上げまして、現在四回ということ、各共済全部共通したやり方で、言うなれば安定した形でずっとやってきておるといふところで、いまこれを何回にふやすとか、そのふやすことに伴いまして事務量をどうさばっていくかというふうなことで、なかなか踏み切れないでおるといふことが実態であろうと思っております。したがって、私どもこの問題は御要望も強いので、何とか改善していきたいという気持ちで検討はしていきたいと思っておりますけれども、もちろん地方共済だけでやるというわけにはまいらぬということもひとつ御理解をいただきたい。したがって、そういう各共済の仲間での問題を検討していきたいというふうに思っております。

で、通算年金のことでございますけれども、通算年金、これは御指摘のとおり年二回でございまして、これは一つには、非常に金額が少なくて何回も分けるほどの金額でなかったということも一つはございまして、一つは、御承知のように通算でございまして、各組合から、各共済から、要するに事務的に言いますと、一つの共済から出すのと違ひまして、大変な手間がかかるという問題も一つはございまして、そういうふうなことで、通算年金の場合は普通の年金よりも数倍の手間がかかるという問題も一つございまして、現在のところ年二回という形になっております。これもあわせて検討はしてまいりたいというふうに思っております。

なお、外国の制度のことをお尋ねございましたが、福利課長からお答えいたします。

○説明員(桑名靖典君) 外国の年金の支給期月の問題でございまして、大分古い文献を翻訳したものでございまして、かつその直訳したものではないので、十分その真意がはつきりしない点もございまして、文官恩給並びに軍人恩給についての文献の翻訳資料によりますと、アメリカでは毎月支給でございまして、それからドイツ連邦共和国、西ドイツでは毎月でございまして、フラン

スでは四半期ごとに支給すると、こういうふうになっております。スウェーデンは毎月でございまして、それからイギリスにおきましては、本人の申告によつて四半期に一遍か、あるいは毎月か、あるいは週ごとか、いずれか本人の申告によつてどちらかを選択できるということになっているようでございます。

○佐藤三吾君 まあいま聞きますと、自治省の方はこれは年金と恩給と直接かわりはないわけですね、支給期は。そういうことで共済間で検討してもらおうということにいま御答弁いただいたのですが、お聞きしますと、やっぱり外国の主要な実態見ましても、イギリスの申告制を含めて、毎月というものがこれは常識になってきつてあると、こういう問題でございまして、これはひとつ役所言葉に言うならば、検査とか、善処とかということじゃなくて、本気でひとつ次の段階までにこれを共済間で整理をしていただく。そして可能な限り毎月支給に近づける方向でやってみようというふうなことでよろしいですね。

で、そういうことで次の問題に移りますが、具体的問題の一つとして、退職年金の老齢加算の問題ですが、今回改善されようとしておりますけれども、特に対象期間が旧年金の制度の適用期間に限られておる。そのためにこの加算の恩恵が受けられない、こういうのが該当者の方でござい

るわけですね。しかし、先般の改正でこういう方々にも諸疾年金や遺族年金ではこの制限が解かれて、全職員期間を通じて恩恵を受けると、こういう措置もとられて、言うならばこの問題だけが一つ片手落ちに、差別ということはないけれども、恩恵漏れになっておると。これは強い該当者の方々から要求されて、できればひとつこの全制度の適用ができるように職員期間を含めて、老齢者優遇のこの趣旨に沿うような制度改正の要望が強いわけです。これは衆議院段階でも取り上げられて、大臣の方でも検討をするというふうな回答をいただいておりますので、そういうふうな回答の問題についてひとつどういう考え方を持ってお

るのか。同時にまあ検討するとしても、言うならば早急にひとつ検討して改善措置をとるという意味を含めておるのかどうか、そこいらの問題について御答弁いただきたいし、この問題に限ってひとつ大臣の方からもあわせてお願いしたいと思います。

○政府委員(塩田章君) いまお話しがございましたように、老齢加算の中で諸疾年金と遺族年金についての取り扱いと、一般の老齢加算の取り扱いが違つと、対象期間の算入の仕方が違つという御指摘がございました。これはそのとおりでございますが、これは経緯をいまさら申し上げるまでもございせんけれども、むしろ老齢者の中でもさらに諸疾年金あるいは遺族年金の受給者に対して、当時の生活の実態を踏まえまして緊急に優遇する措置が必要であるということから、老齢者の中でも諸疾年金と遺族年金の方についての優遇措置がとられたわけでございまして、したがっていまし、結果から見ますと、残りの一般の老齢年金の方が、まあいまお話しのような不利益な形で残っておりますという形になっておるわけでござい

ます。これはもちろん地方共済だけでございせん、恩給に準じまして各共済共通した制度でございまして、これも私も私どもの方だけでございせん、機にございまして、そういう御指摘もいろいろな機会にいただいております。関係者からも強く要望されておりますので、そういう問題の問題意識は私も十分持っております。ただ、いま最後に早急に具体的な検討案があるのかという趣旨をお尋ねでございましたが、いま私どもこれをどうするといふ具体的な案を持っておりますわけではございせん。ただ、いま申し上げましたように、関係者からすれば御要望もいただいておりますので、そういう点を御要望を含めまして、関係共済間あるいは恩給等の関係におきまして検討をしていきたいというふうに考えておるわけでござい

○国務大臣(加藤武徳君) ただいま公務員部長から答弁をいたしましたとおりでございますけれども、

退職年金の老齢加算の対象となる期間につきましても、廃疾年金や遺族年金といまだ異なることになっておるのでありますけれども、これからの方向といたしましては、できるだけ退職年金の老齢加算の対象となる期間のことにつきまして鋭意検討いたしたいと、単なる検討であつてはならぬし、前向きに解決をする方向での検討でなければならぬという、かような佐藤委員の御指摘でございましたが、私もかような問題意識のもとに検討してまいりたい、かように考えております。

○佐藤三吾君 大臣の答弁で前向きに検討していただくということですから、これは非常に長い切実な要求でもございますから、早急に結論が出るようにぜひひとつお願いしておきたいと思ひます。

それから、これも長い問題でございますのは、各年度の中で改正のたびに強く要求されてきておる十五年年金制度ですが、その創設を強くやられてきておったんですが、これは検討、検討ということで今日まででありまして、一体どうなったのかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) 御指摘がございましたが、わゆる十五年年金でございますけれども、現在の公的年金制度における年金の受給資格というものは、特殊な場合を除きまして二十年——国民年金は二十五年でございすけれども、すべて二十年以上でございまして、制度的に統一をされておるわけでございまして、したがしまして、地方公務員共済制度におきましてのみ受給資格期間の特例を設けて、短い年金年限を設けるということにつきましては、他の公的年金制度との均衡から見て問題がありまして、また、そういたしますれば、組合員の掛金の増高も招くことになりまして、現段階におきましてはなかなか実施することが困難と考えているわけでございまして。

なお、昭和五十三年の法改正の際に、四十歳以上の組合員期間を十五年以上持っている人につきましては、いわゆる官用法人、地方公共団体と直接関係のございす官用法人において特定の事務に従事して

事していた期間を年金の受給資格の基礎期間にする取り扱いをいたしているわけでございすけれども、一般的に中高年齢で公務員に就職した方々につきましては、昭和三十六年国民皆年金制度ができました以降においては、何らかの公的年金に加入していることが考えられるわけでございまして、そういうところから、御指摘の十五年年金の創設ということとは、通算年金制度において解決すべき問題であらうかと考えるわけでございす。したがつて、私もかように思ひましては、現在他の公的年金制度並びに通算年金制度の動向等を踏まえて、これに對処してまいりたいと、こう考えている次第でございす。

○佐藤三吾君 いまお話しございました五十年改正の特定事務従事者の受給資格の特例が講じられましてですね。そのために、逆な意味で地方公共団体の直雇用のいわゆる非常勤の臨時職員、この取り扱いが均衡上大変不利な状況になつておる、こういう問題があるんですが、この点について、非常に関係者の方々としては、十五年年金とあわせて、その、言うならばかかる措置として五十年改正をやられて、しかも五十年改正の中で救済されると思つたところが漏れちゃつた、こういうことで強い要求が出ておるわけですね。この問題について一体どう考えるのかお聞きしておきたいというのが一つ。

もう一つは、特定事務従事者の特例が、いわゆる三十七年の制度改正で、年金の、ここを一つのポイントに押えておるわけですね。そのために、たとえば沖繩県のいわゆる当該当事者が、四十七年に復帰する、こういう復帰と時間的なずれも含めて、これが完全に漏れておるという現象が起つておるわけですね。こういう問題について一体どういうふうに措置されるのか、この問題を含めてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(塩田章君) 先ほどのお尋ねの際に福利課長がお答え申し上げましたように、十五年年金に対する基本的な考え方としては、通算年金制度の創設によつて一応の解決はなされておるとい

うつもりでおるわけでございますが、それに関連しまして、いまお話の申した五十年改正の特定事務従事者のような改正をして、それに準じた形の人でその改正にあつたらなかった人がおるのではないかと、この問題も実は私もかかねが承つております。で、これはそれぞれおのいささつ、そのときのいきさつで、あの時点で特定事務従事者という形で把握したわけでございすけれども、これに準じたといひますか、同じような事情にある場合に、さらに検討していかなくちゃいけないケースもあり得るだろうというふうには考えております。したがしまして、個々のケースをさらによく検討しまして、同じ扱いをするべきものかどうか、あるいは他に救済の方法があるのかどうか、そういうふうなことはさらに検討してまいりたいと思つております。

それから沖繩の關係でございすけれども、沖繩の關係につきましては福利課長から。

○説明員(桑名靖典君) 特定事務従事者の資格要件の付与の改正をいたしました際に、沖繩における取り扱いにつきましては、沖繩の共済年金の取り扱いを本土並みと同一にするという基本的な考え方から、いわゆる施行日というのを復帰の日とせずに、本土の共済制度の施行日でございす三十七年十二月一日にいたしたわけでございまして、それは沖繩の置かれておる立場を考えまして、沖繩と本土との格差をなくすという趣旨からそう取り扱ったものでございす。しかし佐藤委員の御指摘のように、沖繩には現在復帰前に、公務員退職年金法が四十一年に施行され、さらに公立学校の職員につきましては四十四年から共済法ができ、その他の一般公務員等共済法が四十五年に施行されました、ほぼ本土並みの制度ができて四十七年の復帰を迎えたわけでございす。したがつて、いま御指摘のございましたその基準日と申しますか、その基準になりまして施行期日を三十七年に設定いたしましたけれども、公務員等年金法ができました四十一年との間にはぐくわすかでございます、その間の差というのは余り生じないのでは

ないかという感じがいたすわけでございす。ただ、沖繩における雇用条件の違いというのが当然あるわけでございまして、佐藤委員も御承知のように、この特例、十五年の特定事務従事者の年金制度を設けました趣旨が、いわゆる地方公共団体で雇用できないたとえばPTAで雇用したため、学校給食調理員のような方々を救済するための措置でございまして、本土におきましては三十七年当時すでに地方財政の状況も相当基盤が固まつてまいりまして、そういう雇用条件の雇用形態は少なくなつたわけでございす。したがしまして、沖繩における雇用の実態がもしそういうものがございすれば、検討していかねばならない問題でございまして、したがしまして沖繩の実態を調査をいたしておりませんので、そういう実態を調査をいたしまして、その実態の動向によりまして、どのような取り扱いをするのが適切であるのか結論を得たいと、こう思つておる次第でございす。

○佐藤三吾君 いまお話しもありましたように、沖繩といふのはどうもやっぱり県民性もあるかもしれない、言ふなら五十年改正という趣旨がなかなか徹底してない向きがある。これは本人たちが悪いという意味じゃなくて、行政機関そのものの伝達がうまくいってない。こういうこともございまして、残された部分が私はあるんじゃないかと思ふんです。

それとまた一つは、それまで占領下という特殊条件があつて、雇用形態についても、何というんですか、特殊なものを持っておると思ひますし、そういうところだけに、私はやっぱり救済措置についてはできるだけひとつ差別的ないやうに、同時にまた、本土的感覚じゃなくて、現地の感覚に立つてひとつ処理してらうというところで、検討いただきたいし、早急に処理していただきたい、こういうことで受け取つておきたいと思ひますが、よろしくございすか。

同時にまた、先ほどいわれる特定事務従事者のできたときに漏れたいわゆる直雇用の措置について

では、早急に前向きに検討していただくということでございますから、そのようにやってもいいと思います。そういう受けとめ方でよろしいですね。

○政府委員(塩田章君) そのように検討してまいりたいと思います。

○佐藤三吾君 これは大田よろしいですか。

○国務大臣(加藤武徳君) 沖縄は長い間占領下に置かれており、復帰後まだそう長い年月を経過しておられないわけでありまして、そこで、占領下におきまする雇用形態は、本土とは異なりましていろいろの形態があつたであらうことが想像されるのでありますから、いま課長が答弁いたしましたように、その実態調査がまだ十分できておらぬ、かようなことでございますから、早急に実態調査をいたしまして対処してまいらなければならぬと、かように考えます。

○佐藤三吾君 前段の方はどうなんですか。

○国務大臣(加藤武徳君) 前段の問題につきましても、先ほど公務員部長が検討いたしましたまいりた、かように答弁いたしましたとおりでございます。まして、検討いたしてまいりたものであります。

○佐藤三吾君 ひとつ、そういった切実な問題です。先ほどの問題も含めてぜひお願いしていただきたいと思ひます。

そこで、次に遺族年金について御質問したいと思ふんですが、御存じのとおりに年金——恩給にしてもそうでありまして、基本給が基礎になつてますね。で、基本給となると、大体普通一般の給与から見ると七割ぐらい。ところが、おやじさんが亡くなった瞬間にそのまた半額になつてしまふ、こういう実態になつておるわけなんです。これはたしか私の記憶が間違ひなければ、ILOでも取り上げられて、最低が六割だつたと思ひますが、こういう国際的にもひとつの最低基準を示しておられると思ふんです。問題は、これまでもずいぶん引き上げの要求がなされてきたんですが——大蔵省は、大蔵省の答弁など聞きますと、どうもこれやっぱり大蔵省が抑えておる部分もあるん

じゃないかと思ふんですけれども、いや、日本の場合には付加給というんですか、そちらの方で加えておるから実質は六割を超えるんだとかいう、こういう論理を展開していままでなされてきた。しかし、もしそういうことが事実ならその点も聞きたいと思ふんですが、むしろ二分の一を六割なり七割に上げると、こういう措置が一番わかりやすいし、受給者の方から見ると最も望んでいる点じゃないかと思ふんです。私どももこの問題についてずっといままで要求してきた過程で、たしか三年ぐらい前だつたと思ひますが、田中さんが厚生大臣やつていたころには、最低七割ぐらいは何とでも実現しなきゃならぬと、こういう御意向も承つたこともあるんです。こういう経緯を含んだ問題であります。これについて一体今回も解明されてないんですけれども、どういう考え方を持っているのか、大蔵省の御見解を承りたいと思つております。

それから、あわせて自治省の方の御見解も聞きたいと思ひます。

○説明員(山崎登君) 先生御指摘の遺族年金の支給率につきましては、確かにいろいろと御要望のあることは承知しては、確かにいろいろと御要望のしながら、実は遺族年金につきましては、たとえば、国民年金の妻の任意の加入の制度の機能というものと関連いたしまして、遺族の範囲につきましてそれぞれ制度間の調整という点も必要になることと思ひます。またもちろん共済制度、保険制度に基づきましてやつておるわけでございまして、相当多額の財源率を要する、この支給率五〇%というのは、各公的年金共通の問題として現在検討しているわけでございますけれども、しかしながら、確かに遺族の置かれておる状態をかんがへまして、最低保障の引き上げとか、あるいは高齢者あるいは有子の人たち、寡婦加算等の支給額を増額しつつそういう点をカバーしている段階にあるわけでございまして、実際にはまあいろいろな例をとりますと、五十二年

六月で実は最低保障スライド政令で一本になりますんで、その後の計算でいきますと、最低保障でございます。遺族年金が六十一万八千八百円でございまして、寡婦加算など二子を有する場合という仮定を置きますと、これが全体で五十七万七千円余りになりまして、大体九二%くらいになります。私ども一般的に、五十二年度の一人当たり平均退職年金額、大体百二十万くらいありますが、そういう人たちが遺族年金半分でございまして六十万円ぐらいが、そのほか寡婦加算がつきますと大体七十五万くらいになります。おおむね六〇%ぐらいの台になる、かように考えております。

○政府委員(塩田章君) 数字的なことはいま大蔵省の方からお答えがあつたのとおりでございます。省略させていただきますが、そもそも考え方として二人の家族で一人亡くなった場合に遺族だけからというので、いわゆる五割になるという考え方があると思ひます。したがって、それを上げるときでなくとも、いまの時点で各共済すべてずつとそういう形で財源率の計算もその他もすべてやつてきております。

そこで、この五割がいかにどうかという議論は確かにあつて、六割か七割かわかりませんが上げるときでなくとも、単に数字の問題というよりも、共済制度の現在の成り立ちといひますか、基本にかかわる問題にもなつてくるわけでございまして、したがって、現在のところ寡婦加算という形で実質的には六割なり七割なり、いま大蔵省からお話がございましたような措置をとることによりまして、まあ救済するといひます。この問題の解決に当たつてきたというのが現在までの実態でございます。お話のございましたように、そういうことであるなら、いっそのこと七割に上げたらいいかという点も確かにあるわけでございます。私どももこの点は常に共済間の場では検討課題として出しておりまして、今

後とも検討してまいりたいと思つておりますが、現状におきましてはいま申し上げたとおり、加算という形で実際の解決を図つてきたということでございます。五割そのものを上げるということになりますと、いろいろな角度から、先ほど大蔵省からお答えがありましたようないろいろな角度からの検討を要しますということ、いま直ちに現実がなかなかむずかしいんではないかというふうにも考えておるわけでありまして、いづれにしても、非常に要望の強い問題でございまして、ぜひとも今後とも検討を続けてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○佐藤三吾君 いろんな角度から問題があるというお話なんですけれども、ぼくは恩給の方にはまだこれよみがえつていくんじゃないかと思ふんです。恩給との関連が一番強いんじゃないかと思ふんですが、先ほど自治省回答ございましたように、それからお話したつたように、やはりいろいろ加算していくなら一本化してすっきりした方が、常識的に考えてもいいと思ふ、また、それが実態に合うと思ふんです。そういう問題を含めてひとつ恩給局の方の考え方とも聞きたいと思ひます。

同時にまたもう一つこれと関連する問題で、先ほど大蔵省の方から答弁ございましたように、大蔵省の答弁を聞きますと大体最低七十五万ぐらい、いろいろ加えると七十五万ぐらいは支給できる、こういうお話なんです。ところが、被扶養者の所得の問題で七十万限度というのではじかれることになつてしまふ。こういう問題と関連すると思ふんですが、これもやはり四十九年にこの七十万というのを置かれておるわけですから、もうそろそろ実態から見ても引き上げを検討する時期に来ておる、非常にそのことが実質価値の低下とあつてその該当事、特にこれはお年寄りが多いんですけれども、恩給もしくは年金の受給そのものが被扶養者の基準にはじかれるというふうなことは、これは私はゆゆしい問題だと思ふんで、こういう問題についてもあわしてどうい

う御見解なのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○説明員(手塚康夫君) 後段の問題は私どもの方からちよつと答えしにくいので、前段の問題、お答えいたしたいと思ひます。

先生の御指摘のように、確かに本人、夫婦二人で年金生活を送っている、それが一人になった場合に二分の一でいいかという、その二分の一の根拠はと問われますと、確かに大正九年以来恩給法はやってきているというのがかつて言われていたことでございまして、恩給の責任になってくるわけでございまして、恩給局自体もそれが必ずしも妥当ではないと、一般論として申し上げますが、公務員給与の場合、対現職者の場合には公務員給与の体系、職務の責任などに応じて体系はできているわけでございまして。ただ、それが退職しましたらより平準化が図られてしかるべきではないか、それはさらに遺族になったらより平準化が図られていいんではないかと、私もそういうふう

に考えているわけでございまして。

そのように考えますと、実は少なくとも恩給につきましても、遺族のところまでいってしまふかになり上と下差があるわけでございまして。その差がある場合に五割というものをもし六割給付、七割給付に改めるとすれば、それはむしろ上の方がよりたくさんもらえる形になるわけでございまして。ですから、むしろ平準化を図るという意味では、そういう五割給付を六割給付、七割給付に変えるんでない方がベターではないか。先生も先ほど多少御評価いただきましたけれども、五十一年から増額の方法を変えていまして、これは結局従来率でやっていましたのを分析しまして率と額、結局額が効果をもちまして上薄下厚という結果をもたらしてくるわけでございまして。同じような発想を遺族給付には取り入れるか、むしろ率で改善するんではなくて、定額的な措置をとる方がより下の方には有利に働く、こういう機能を持っているわけでございまして。これは扶助料の申身としてこの定額を入れればよかったんですが、まあ対象もIL

〇条約等も考慮して寡婦に限定したために寡婦加算という別途の手当的な色彩をちよつと持っていますけれども、基本的な考え方としてはそういう定額加算によつてより必要な層に有利に働くようにというその扶助料の給付水準の改善、これに現在はおかっているわけです。

それからもう一つの方法としては、大蔵省も言っていましたように、より低い人については最低保障を二分の一ではなくて引き上げる。実はこの三年間その二つの手法をもつて使つて扶助料の給付水準の改善を図っているわけでございまして。

〇説明員(山崎登君) 実は被扶養者の認定、いわゆる七十万円が低いではないかという御指摘でございますが、実はこの被扶養者につきましても、主として組合員の収入により生計を維持していることが条件になっておりまして、その生計維持要件といたしまして、私どもは一つは、一般職の給与法に関する法律に規定しておりますところの扶養親族の認定の例というものが一つあるわけでござい

ます。

もう一つは、所得税法に規定するところの控除対象の配偶者に係る取り扱い、こういうものが二つを参照いたしまして現在七十万円というものが決められておるわけでございまして。したがって、実は共済法上大分前から言いますと、被扶養者の認定は従来新法施行三十四年以降昭和四十六年までは実は給与法上の親族の限度額によつていたわけでございまして。ところが、所得税法とある程度差がございまして、その時点で四十六年の十月におきまして所得税法の金額をとつて被扶養者の認定の例にしておるわけでございまして。現在所得税法が七十万円でございますので、それをとつて現実四十一年以降七十万円を一つの所得の限界というところでございまして、これは私どもだけではなくて、社会保険全体に通ずる一つの所得の限度になつておりますので、もちろんそういう御指摘がございまして、現在のところ所得税法その他の公的年金との絡みも考えまして妥当な線ではなからうか、かように考えている次第でございま

す。

〇佐藤三吾君 ああ言えばこう言うということなんです、私がさつき聞いたのは、あなたがおっしゃる通りに、率じゃなくて定額にして、そうしてできるだけ在勤当時の給与の格差を年金の中で縮めていく、同時にまた亡くなった後の扶助料についてはもっと縮めていく、こういう趣旨の説明があつたんですが、それは私は結構だと思ふんですが、そのことを否定しているわけじゃない。ですから、それは七割という、八割といつても、いづれにしてもその率をそういうふうに変えていけばあなたの言う趣旨はかなえるわけですね。ところが、寡婦加算であるとか、最低——最低保障は一つのものでしうけれども、いろいろそういうものを一つつけて六割でございましてとか、大体ILOの一つの目安になつておりますとか、こういう考へ方に問題がありはしないか、むしろこの機会にひとつそういう点をすつきりさせて、そうして遺族の人が大体どんなことがあつても最低限食っていけるという、こういう保障をどうしていき

か、こういう観点でこの問題をとらえることはできないのか、こういう私は主張をしておるわけなんです。

ですから、田中厚生大臣当時七割はぜひ実現しなけりやいかぬ、こういうことを言つてすでにもう三年たつて、いまのあなたの答弁聞いてみると、そういう考えは全然ございませんといううな趣旨だし、そういう意味合いでは私は非常に遺憾に思ふんです。ですから、いまあなたが言つた公平にできるだけ最低保障を上げていくということについては異論はございません。ただ、問題は、そのやり方が、枝葉をつけてやるのではなくて、まづもとめやたらどうか、こういう点についてどこら辺に隘路があるのか、問題があるのか、こういう点をおひとつ説明いただきたいと思ふんです。

同時にまた、七十万の認定付与の限度が所得税から来ておるといふ言ひ方もされるんですが、私はそういうこと聞いておるわけじゃなくて、七

十万の限度そのものがもう実際にそぐわないんじゃないか。ですから、いまの先ほどあなたがおっしゃつた言ひ方から見まして、大体七十五万程度は最低出てくるんだというような説明ございしたけれども、もういづれにしましても、この機会に大幅に認定基準を引き上げていく、こういう時期に來ているんじゃないか。その時期の問題を含んで御回答いただきたいということを言つて

〇説明員(手塚康夫君) 先生おっしゃる様に確かに給付水準を引き上げるのに率の改善というのはわかりやすい面がございまして。ただわれわれが考えましたのは、たとえば恩給ではまだ、これは短期の軍人さんの場合になりますけれども、普通恩給最低保障でも三十万という方がございまして。この方が亡くなりますと奥さんには十五万ということになるわけです。片や、たとえば三百万もあつていられる方が亡くなるとその奥さんには百五十万上げる、いづれも二分の一という観点では確かにそれでいいのかどうかという批判もござい

ます。たとえば六割給付ということにいたしますと、十五万の方は十八万ということになります。片や、百五十万の扶助料をもらつていられる方は百八十万ということになります。これは同じ財源を使つてやるとすれば、そういう形がいいのか、あるいは十五万を十八万じゃなくて五万積み上げて二十万にする、そのかわり百五十万の人も百五十五万ということにいくという方法もあり得るわけです。これは絶対いくとは申しません。現在の恩給の内部の情勢等いろいろ考えまして、現在ではその方法がよりふさわしいということ、その方向で推し進めておるわけでござい

ども七割とまだ胸を張りたくない、もっと上げていきたい。したがって、下の方はもっと八割にいたっていいじゃないかというふうな考えているわけですが。ただその場合に、上の方も八割でいいのかという実地を感ぜている。したがって、現状では率よりも定額の改善を推し進めていきたい、そういうふうな考えていることをお話しした次第でございます。

○説明員(山崎登君) 先ほどの遺族の数字自体先生、私言ったんですが、七十五万というのは一つの仮定のもとに言ったわけですが、実際、平均値は実は五十一年度末で五十八万ぐらゐが全体の平均でございます。ある百二十万の人をとって、寡婦加算を寡婦と二子がいればどうなるかという御説明をしたわけでございます。その点は現実には五十八万程度が平均値でございます。また、将来どうなるのかということでございます。また、主として生計維持関係でございますので、やはり所得税あるいは一般職の給与法上の扶養親族、あるいは二つの尺度から考えていかなければならないかと思っております。

現在、一般職の給与法上の給与受給親族の限度額は六十九万円になっております。そういうものを参酌いたしまして、今後給与法上が上げれば当然考えていかなければならないと思っております。でございます。

○佐藤三吾君 私もそれは十分承知をした上で、たまたまあなたが七十五万という数字を使ったからそれをとらえたのですが、しかし、いま時期の問題として検討しなければならぬという情勢のお話もございましたから、いろいろ議論すればこれはもう尽きない議論になると思えますけれども、ぜひひとつこの問題については七十五万というものはもう実情に合わないという実地ですね。これを寡婦加算というのとは逆に言うなら遺族の場合には必ずつくわけですから、そういう問題を含めてこれはひとつ早急に検討してもらいたいということをこの機会に申し上げておきたいと思っております。それから恩給局の先ほどの主張については基本

的には私も一致をするわけです。高い高給者の場合と低給者の場合、その実地を何とか是正していかなければならぬということについては決して反するものではないんですよ。しかし、だからといって現状のいきさつをおっしゃったとおりだと思ふんです。ですから、これもやはりもとは何かからいえば食えない年金というのですか、その実地から出発しておるわけですから、もしもあなたが

おっしゃったような趣旨で恩給局が考えておるなら、むしろ最低保障をうんと上げて、それがいま現在の生活の中で実地として食えらる、こういう措置を置いておつて、たとえば二分の一の問題の処理をするとか、そういうものがとられていけば、私はこういう問題が強い要望となつては出てこないと思ふんですね。しかし、現実には寡婦加算にしても、それから最低保障にしても現実の生活上食っていないものじゃない。そういうところ

に基本的な問題があるようですから、この問題もまああなたは七〇%にとどまらず八〇%もいいたいような言い方をなさつて、大変私も要求八〇%ですかね、そういう意味ではいいと思ふんですが、できるだけひとついまま私が主張しておるような切実な要求にこたえて処理していくと、こういう観点でひとつ検討してもらいたいと思ふんですが、そういうことでよろしゅうござい

ますか。

○説明員(手塚康夫君) 方向として、先生大体私話しましたこと御同意いただきましたので、私ももちろんその五割といったものも変えらるということも将来あり得るかと思ひます。ただ、恩給の現状ではそれよりもまず定額的な改善それから最低保障の改善を行つていかなければいけないというふうな考えておられます。最低保障の改善、これは最低保障自体は共済年金などともに行われるというところでどうやうか追いついた段階でございますが、その中の遺族の給付率というものは、もう一つ恩給局として問題持っているわけでございます。その改善をここ二年間強気でやつてきてお

るわけですが、先生の御趣旨も体し、さらにそういった点も推進してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 それから大蔵省何ですね、七十万の被扶養者の限度額でなかなか厳格にしておるんですけれども、公的年金や恩給の受給者に対する課税の面ですね、これいま七十八万ですか、これはひとつむしろ、先ほどからも恩給局の方の回答の中にもございましたように、まさにいま実地としては食えない年金というか、厳しい状態にあることは先ほど議論があつたとおりですが、この課税は一体受給者の中からとらなければならぬのかどうなからですか、この問題は、これぐらゐはひとつ対象から外すということについてはどういう見解を持っておりますか。

○説明員(山崎登君) 税の問題、実は私の所管でございせんので詳しいことがございせんけれども、さういふ問題でございまして、公的年金の給付におきまして、廃疾年金とか遺族年金につきましては非課税になっておるわけでございます。実は退職あるいは老齢年金といふものについては一般的に給与所得として課税されている現状でございます。御指摘のように年間の老齢者控除七十八万円とか、いろいろ控除いたしまして実際に老人夫婦の場合に二百十九万円ぐらゐるようでございます。またこの点につきましては、本来所得税といふものにつきましましては、年金すべてのものにつきましまして課税するのが従来の法でございますけれども、廃疾年金とか遺族年金といふ方々につきましましては特別に課税をしないというのが実情でございます。この点につきましては諸外国の例におきましても年金については全部課税しているというところが通例になつておるようでございます。私、所管でございせんのでこれ以上の答弁もなかなかむづかしいと思ひます。実情はこういうことになっております。

○佐藤三吾君 二百十九万という、所管でないからこれ以上追及しませんが、二百十九万の内訳も聞きたいと思つておつたんですけれども、私が調べたのではいろいろな、一番つく人が二百十五万ですね。そういう点もございまして、同時に諸外国の場合にはこれはつくという、ここで諸外国を持ち出すということは、それは対比をしてみても、一体日本の恩給や年金といふのが、諸外国の国民生活の実態から見てどう対応しているのか、そこを抜きにして税金だけ諸外国の云々と言ふことは、私はそれは少し詭弁じゃないかと思ふんです。あなたが専門でないからこれ以上追及しませんが、あなたがもしも、公的年金や恩給の受給者の皆さんに、言うならば、何と云うんですか、生涯日本の工業、産業その他含めて営々として働いてきて、しかも掛金は年金の場合には半額は積み立てておつた。そういうことまでやつてきて、それに課税をしていくという措置は、これは私はやっぱり人道上というか、さういふ趣旨から見ては廃止をすべきだ、さういふふうな思ふんです。ですから、さういふ意味でこの問題についてあなたが所管でなければやむを得ませんが、今後ひとつ大蔵の中で検討してもらいたいと思ひます。何かありませんか。

してもらって、特に七十万の問題については早急に再検討いただくということを強く要請しておきたいと思ひます。

時間がございませんがもう一つ、これは大蔵省になるんですかね、聞きたいと思うのは、公的負担の改善の問題について、いま地方公務員の場合には一五％ですかね。これは厚生年金や農林手金と対比して格差がございまして、まあ同じ年金制度の一環としてある中で、こういう官民格差じゃありませんけれども逆の意味の格差があるということについても問題だと思ひし、この改善についてどういふ見解を持っておるか。

それから同時にまた自治省にもお伺ひしたいと思ひますが、地方公務員の年金の場合にはこれは交付税の中に入れておるわけですね。交付税というのはこれは地方の一般財源と見ると、一体国の負担ということが言えるのかどうなのか。こういう問題も疑問もあると思ひます。ましてい万円や、何というのですか、交付税というのは基準財政需要額に基づいてやるわけですから必ずしも、一五％以下のところだつてあり得るわけですね。そういつたところに対してとか、不交付団体もあるわけですね。そこら辺に不平等の問題が起つておるんじゃないかと思ひんで、この問題についてどういふ見解なのかお聞きしたいと思ひます。

○説明員(山崎登君) 現在、公的年金制度に対する公的負担の割合につきましては、地方あるいは国共済等は一五％ということになっておりまして、他の制度に比較いたしまして確かに低率になつていて、これは御指摘のとおりであります。社会保険に対する国庫負担のあり方についてはいろいろ種々議論のあるところでございますけれども、国庫負担につきましては、保険料だけでいきまると社会的に要求される最低限の生活を保障するようないふことができないような場合、あるいは被保険者の範囲が実は低所得者にまで及ぶような場合、その他事故が被保険者や事業主だけに費用を負担させることが必ずしも適当でないような場合

合、そういった合理的な理由がある場合に限られておるわけでございます。これも社会保険制度あるいは社会保険全般にわたる緊急度というか緊要度と申しますか、そういったものに依りまして決められるべきだと考えている次第でございます。現在各制度ごとに公的負担が差があるのは、そういった合理的なものを加味いたしながら、また私も共済年金につきましても、厚生年金等論、カラーも出ておりますけれども、厚生年金等に比較いたしまして支給開始年齢等におきまして給付水準に差があるわけでございます。そういったことも含めてこの公的負担の割合につきましては全体として不均衡にならないように実は配慮しているところでございまして、現実に国あるいは地方の共済が現在他の制度に比べて低過ぎるというふうには現時点では考えておりません。

○政府委員(塩田章君) 私どもの方のお尋ねは、交付税でなくとも国庫補助で見るときではないかという御趣旨だと思ひますが、御承知のように現在交付税でやっております。これは事業主としての負担のほかに、公経済の主体としての負担だといふ意味で当該団体では公経済の主体としての百分の十五を見る、それを交付税で見るといふ形をとっているわけでございます。これは昭和三十

七年に現行制度に移行しました際にいふん議論をいたしました。結論は現在のような形になりまして、その際交付税の方でもその分を増額するといふ形で問題を解決して現在に至つておるわけでございます。現在、これを直ちに国庫補助にという考えはいまのところ持つておらないわけでございます。

不交付団体につきましては、これはもう交付税上の現在の仕組み上当然出てくる問題でございます。これ、これもいま不交付団体別というわけにはちよつとまいらないのではないかと思ひます。

○佐藤三吾君 公経済の負担という言い方をされるんですが、そういう観点に立つた、たとえば地方公営企業など、こういうところは地方公営企業の会計の中で負担しておるということ自体に矛盾

がありはしないか。むしろ国庫でこれを負担するといふ、そのときの、三十七年のときのやりとりの中身がどういふ中身かよく私も存じておりませんけれども、国庫で負担するということならすきつとするわけですね。それは交付団体だろうと不交付団体だろうとすきつといふわけですね。これはおたくだけでいいですか、大蔵省は要らぬ……。○説明員(桑名靖典君) 制度発足のときの経緯はどうだったかというお尋ねでございますので、その点に關して申し上げますと、三十七年十二月にこの制度ができましたときに公的負担部分、いわゆる当時は百分の十でございましたが、その公的負担部分が国庫が負担すべきであるという議論もあつたことは事実でございます。しかしながら、地方自治をたてまゑとしております地方公共団体が公経済の主体としての社会保険の推進の一翼を担うという立場にあり、また、公経済の主体の中における共済組合に対する公的負担という点を考慮すれば、その年金給付に要する費用の一部を地方公共団体が負担することは合理性を欠くたわけでないといふ考え方でございまして、なつたわけでございます。国家公務員の共済組合制度が三十四年に発足をいたしました、その当時地方公務員共済組合制度についてもできるだけ早く国家公務員共済組合と同時に発足するように準備を進めていたわけでございますけれども、この公的負担の負担方法をめぐりまして、財政当局との話し合いがつかず三年おくれまして三十七年に発足した経緯があるわけでございます。そのときの決着の方法といたしまして、初年度における所要額が大体十五億だと推定をいたしました、当時の十五億といふのは、国税三税の〇・一％に相当するものだという考え方から、交付税率を〇・一％増額するのと同時に、当時の地方財政上の措置として三十二年から設けられておりました臨時地方交付税の〇・三％を臨時のものではなくて恒久的なものとするににより、合わせて〇・四％この制度発足のときに増額をすることによつて解決を見た経緯

がございまして。そういう経緯のもとに公経済の主体としての地方自治体がその公的負担を持っていふということになつておるわけでございます。

○佐藤三吾君 いやいや、その次は。○説明員(桑名靖典君) 公営企業の分につきましては、御指摘のように、確かに公営企業会計で持っているわけでございますけれども、やはり公営企業自体が地方公共団体が公共の福祉増進という立場から公営企業を設置している企業でございまして、その事業に關する限り公経済の主体としての地位にあることには異論がないところでございまして。したがって、その職員に対する関係においても公経済の主体としての責めを負うべきものでございまして、公的負担部分について公営企業会計が支出することについては実際のことであり、国の三公社、国鉄、電電、専売等の三公社における取り扱ひも同様の措置をとつておるわけでございます。しかしながら、いわゆる公的負担部分につきましては、使用者負担分と異なりまして、國あるいは地方公共団体の当該制度に対する責任の所在を明確にするという趣旨から、公経済の主体である地方公共団体が負担しているものでございまして、地方公営企業会計においてもその負担を求めることのよしあしについては、今後公営企業の共済組合制度との関連もございまして、十分検討を進めてまいりたいと思ひますので、十分検討をいたします。

○佐藤三吾君 まあ論理的に言うとなつては一番すつきりするんだけれども、しかし、公経済の主体という言い方になると、地方公営企業の会計の中でこのこれまた矛盾が出てくる。それはひとつ検討しようといふことですが、私はやはりこういつてもいいと思ひますが、私はやはりこういつた問題も、大蔵省は給付水準の差とか、そういう点を見て色の方も均衡がとれたんだと、こういう言い方をしておつたですけれども、これは私は若干詭弁というか、そういうものじゃないかと思ひます。やはり収入の面は、公的負担の分は公的負担としてきちつとして、給付の面で問題があるなら、それ

がございまして。そういう経緯のもとに公経済の主体としての地方自治体がその公的負担を持っていふということになつておるわけでございます。

がございまして。そういう経緯のもとに公経済の主体としての地方自治体がその公的負担を持っていふということになつておるわけでございます。

○阿部憲一君　いまの会合ではどのようなことが話し合われるのか。たとえば昨年論議されました官民格差それから官官格差と申しましょうか、あるいはまた年金の一本化への対応策などについて具体的に話し合われる議題が決められているので、のではないかと、このように思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(塩田章君)　実は三月の末に開きました、どういふことを具体的にテーマとして取り上げ

けていくかということ、各委員の方々フリート
ーキングいただきまして、結局集まった各先生方
がどういふ問題を持って、認識しておられるか、
それを出し合おうではないか。それを出し合つた
上で、まとめて具体的な検討項目を決めていこう
ということ、一たん解散いたしまして、五月の
連休明けまでに各先生方から意見を寄せてい
ただいておきます。それを地方共済の方は私ども
の方でまとめて、いま大蔵省の方に出してありま
すけれども、三つのそれぞれのグループから出た
ものをまとめておる段階でございます。それで
もう一遍開きまして、その中からどの項目を取り
上げていくかというふうに進んでいくだろうと
考えております。

○阿部憲一君 そのようないろいろな課題が出て
おりますけれども、自治省とされましてはこの考
えてある課題、特にどんなことを具体的に考
えらるるのか伺いたいと思ひますが。

○説明員(桑名靖典君) 基本的な事項といたしま
しては、地方公務員の年金制度の性格あるいは公
的年金制度における地方公務員制度と申しま
すか、公務員の共済制度の位置づけの問題、それ
から財政方式のあり方がいろいろ問題になってお
ります。積み立て方式がいいのか、賦課方式が
いいのか、あるいは国庫負担のあり方をどうすべ
かというような問題を含めた財政方式の問題。そ
れから年額改定のあり方の問題といたしまして、
給与のスライドがいいのか、あるいは消費者物価
指数によるスライドがいいのか、あるいはスライ
ドの法制化がいいのかというような年金額改定の
問題。

それから年金の給付の一般的な事項といたしま
しては、最低保障額のあり方の問題あるいは先
ほど阿部委員が言われましたような支給開始年齢
の格差の問題、それから減額退職年金の減額率の
あり方の問題等、それから退職一時金制度のあり
方、それから遺族年金についての支給率あるいは
遺族の範囲の問題、そういう問題を問題点として
認識をいたしておる次第でございます。

○阿部憲一君 この現状から見まして、いまの国
家公務員共済ですか、それから地方公務員の共済
組合、それから公共企業体職員共済ですか、この
三者による協議は確かに必要でございます。その
結構なことだと思ひますけれども、各共済にあ
る共済審議会との関係はどのような感じの
か、いわゆる屋上屋を架するということになって
しまいますし、また逆にそのことから審議会その
ものの空洞化というふうなことも招くことになり
ないかとも心配されますが、その辺いかがでしょ
うか。

○政府委員(塩田章君) 各共済組合の設けてお
ります審議会、これは当然地方共済の場合は自治大
臣の諮問機関として機能していただかなきゃなり
ませんし、その点について何らの変更を加えるつ
もりではもちろんございません。御承知のように
公企体の方は審議会がないわけでございます。三
者集まると思ひますが、ですから一応各ありま
す審議会とは関係なしに、いま福利課長が申しま
したような観点で、しかも、それも共通な観点で
議論にして勉強していこうじゃないかということ
でございます。基本的に国家公務員共済にあり
ます審議会にしまして、私どもの審議会にしま
しても、従前の機能に何ら変更を加えるつもりで
はないというふうな考えでございます。

○阿部憲一君 そうすると、この三者による協議
会というのはまだはっきり構想が決まっておるわ
けじゃないですか。

○政府委員(塩田章君) これは全く任意に私ども
関係者が寄り寄り集まりまして第一回目の会合を
持ったということでございます。一回目の会合
はすでに持っておりますからいわけじゃない
、発足しておるわけですが、制度的なもの
ではもちろんございませんで、全く任意に集ま
ておるという性格のものでございます。

○阿部憲一君 そうすると、この協議会そのもの
もまだ協議会というほどの具体化したものじゃな
くて、任意の懇談会みたいなものでございま
す。これに対して当局ではどんなふうにお考えに
ね。

なるというか期待しておりますか、この協議会
のものを。本当の具体的な協議会に発展してい
くのか、それとも大したものじゃないから、いま
まで一回、二回と開かれたような懇談会式なもの
でもいいとか、こんなふうにもお考えですか、そ
こら辺の御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(塩田章君) ただいまの時点でこれ
を将来どういふ形に持っていくかということにつ
いて明確な案を持っていくわけじゃないで、差
し、むしろとにかくあつた二つの大きな答申も
出たし、官民格差のこといろいろあつたし、こ
の際お互いに集まって意見を交換しようじゃない
かということ、スタートしたというのが実情で
ございます。ただ、それは申しまして、地方共済
の場合も地方共済の現在の審議会の委員の中
から出たものでございまして、国家公務員の方
もそのうちでございます。公企体の方は審議会
もございまして、別な形で出ておられますが、い
ずれにしても、こういつたこの道のそのうた
る方がお集まりいただいておられますので、形は
ともかくとしまして、中身は非常に私も期待して
いい御議論がいただけるんじゃないかというふう
に、いまお話しのようにどういふ形に持っていく
かと、何らかの制度的なものにするかということ
は、今後やってみまして逐次そういうものをあ
わせて考えていきたい、いまの時点では当面
いまの懇談会の形で進めていきたいというふう
に考えております。

○阿部憲一君 いまの懇談会ですか、新聞の報道
によりますと、このように各共済組合の関係者
が会議といひましようか、懇談会を持つようにな
った背景としては、官民格差に対する批判、いま
言われましたように、それから今後の財源難が予想
されることなどを挙げておられますが、ところで、
この地方公務員の各共済組合の長期給付の将来の
財源というものはどのようになるのか、まずお尋
ねしたいと思ひます。

それからまた、この前の昭和四十九年十二月の

財源率の再計算のときに、国家公務員共済では修
正率による保険料率の引き上げ緩和が行われまし
た。後代に財源負担を回しているけれども、地方
公務員共済ではどのようにしているのかお聞かせ
願ひたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) 地方公務員共済組合の長
期給付の将来の見通しでございますが、五十一年
決算におきます収入額が一兆一千九百億に對し
まして、支出額が五千五百億でございます。差
引き六千三百億の資産増となつておるわけでござ
います。しかしながら責任準備金の積立額は過去
十五年間で四兆ほどになつておるわけでございま
すけれども、その責任準備金の積立額につきましては、
毎年度年金額の改定が行われております関係上、
相当の不足金を来しているわけでございま
す。四十九年に実施されました長期給付の財源率
の再計算の際に、国家公務員共済組合において八
割の割り落としをしたと、こういう御指摘ござ
います。これは国家公務員共済組合が行いま
した所要財源率の計算方法といたしまして、平準保
険料方式によるものとしたわけでございま
す。その際、国家公務員共済組合の場合には、そ
の前の四十八年のときに厚生年金保険がやりました
方式等を参酌いたしまして、八割の調整率を掛
けたわけでございまして、しかし地方公務員の場合
には、現実に各共済組合におきまして、この平準
保険料の計算を行うに必要な不足金補てん財源率
の算出の基礎となる資料が整備されておら
ないにございまして、資料の収集が整備されてお
らなかつたために、現実には従来の算定方式、すな
わち数理的保険料方式によつて再計算を実施いた
した次第でございます。

○阿部憲一君 財源の積み立て不足があるといま
聞きました。完全積立方式で計算した場合に對
しまして現在の積立額、これは何割程度になりま
すですか。それからまた、この不足額を今後どの
ように手当てしていくか、財源見直しはどのよう
になつておるのか、あわせて御説明願ひたいと思
ひます。

○説明員(桑名靖典君) 四十八年末現在の数値しか出ておりませんけれども、現在の積立金の不足額が一兆七千九百六十六億になっております。この一兆七千九百六十六億の不足額に積みまして完全積立てをした場合の不足額がどれくらいかという御指摘でございますけれども、責任準備金の額自体の計算はまだ行われておりませんので、不足額がどの程度あるかは割合としてお示し申し上げるわけにはいきないうわけでございますけれども、いま申し上げました一兆七千九百六十六億の不足額を財源率に換算いたしますと、千分の二十七・一に相当するわけでございます。

これらの不足金の処理をどうするかという今後の問題でございますけれども、阿部委員も御案内のとおり、再計算が五年に一度行われますので、次回計算期、すなわち五十四年度の十二月に行います再計算の際に総合保険料方式によりまして計算をし、さらに各年度ごとの収支の見通しを同時に算出して、その際検討をいたす予定にしている次第でございます。

○阿部憲一君 すると、お見通しとしてはどうなんでしょうか、大体この積立額というのはどのくらいものになるか、来年の。わかりませんか、そういうことは。

○説明員(桑名靖典君) 先ほども申し上げましたように、資料の整備がまだ未成熟のためにできていなかったために、前回は平準保険料方式の計算が完全にはできなかったわけでございます。したがって、いまして次回の五十四年度のときにきちっとしたものを出すように鋭意資料を収集中でございます。その際にはどのくらい、完全積立方式にした場合にはどうなるのかという数字が出るわけでございます。すなわち総合保険料方式と申しますのは、従来の数値の保険料方式と違ひまして、数理的保険料方式というのは、まあ一定の保険集金の仮定の将来の収支見通しを出すのが数理的保険料方式でございますけれども、来年行います総合保険料方式による再計算は、現在いる組合員の過去の経歴を全部洗いざらい出して、そして現在支

給者あるいは年金受給者あるいは通算退職年金の待期者等、将来の加入者についてまでも現在の本俸並びに施行法によって計算した場合に将来年金給付がどのように行われていくか、それを年金現価に置き直した場合にはどうかという、現在の状態で即した計算をすることにはいたしてありますので、次回の五十四年度の十二月の計算期には、いま御指摘の完全積立をした場合の額というものが出るのでなかろうかという感じがいたしております。

○阿部憲一君 そうすると、いまのお話、来年の何月ごろになるわけですか。

○説明員(桑名靖典君) 前回やりましたのが四十九年度の十二月を基準として計算いたしておりますので、法律によりまして、少なくとも五年に一度は計算をしようとして、こうなっておりますので、次回は五十四年度の十二月を基準にいたすことを予定いたしております。

○阿部憲一君 最近では地方公共団体によって給与の引き上げ率が人事院の勧告による引き上げ率よりも低い団体があると思ひますが、この場合に仮定俸給が現職の給与よりも高くなるということが生じないかどうか、この辺のところを伺いたいと思ひますし、また退職年次による格差という問題が生じてこないかどうか、この辺の御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) 御指摘のように地方公共団体の給与というのは、地方公共団体千差万別でございます。給与の改定の改定率自体が各団体によって差異がございます。したがって、今回御審議をいただいております年金額の改定につきましても、国家公務員の五十二年改定における人事院勧告の増額傾向を分析した結果に基づいて改定をいたすことにはいたしております。その改定率を一つの指標として使っているわけでございます。阿部委員がいま御指摘になりましたように、各地方公共団体ばらばらでございますので、本来であれば当該退職をする前に勤務しておいた地方団体の改定率によって改定するというのも一つの

案かもしませんけれども、三千幾つの地方団体のことに年金の額の改定率を出すということも至難なことではございまして、現在は国家公務員の改定率を使っておりますので、そういう御指摘の格差が生じようかと思ひますけれども、方法としてそれしかない、こう考えている次第でございます。

○阿部憲一君 もう少し何というか、公平といひましようか、きめの細かい何か対策はないものでしょうか。

○政府委員(塩田章君) いまも福利課長がお答えいたしましたように、三千幾らの団体がございまして、すなわち、仮にこれを別々にやるとなると、それなりの実態に合うかどうか、また別の意味の議論もあろうかと思ひます。実際は国家公務員の共済あるいは恩給その他すべてを国家公務員のベースアップにスライドしているという形をとっておりますが、いろいろ理由はあってもいいかもしれませんが、現実の施策としてはこれにのりまの時の時点では一番よろしいんじゃないかというふうに考えております。

○阿部憲一君 次に、最低保障について伺ひたいんですが、今回六十五歳以上の者が最短期年金以上の場合の退職年金の最低保障額が六十二万二千円に引き上げられるようでございますが、これは厚生年金の算定方式によって年金年限二十年で三万円の標準報酬の場合をとって算定された額になっております。

そこで伺ひたいのは、何ゆえにこのような厚生年金の方式を算定根拠に、共済年金の最低保障の制度として取り入れたのか、そのいきさつですか、経緯について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塩田章君) 御承知のように厚生年金の方はいわゆる定額部分と報酬比例部分とございまして、定額部分を六〇%、報酬比例部分は四〇%ということをやっておりますが、地方公務員の場合どういう方式をとるか考えます場合に、一つの考え方として、共済組合の支給する年金

の給付水準につきまして、少なくとも厚生年金の給付水準を下回らないようにいたしたいというところが一つ考えられるわけでございます。そういう観点からしますと、厚生年金の定額部分とそれから報酬比例部分と分けたやり方に対して、共済年金はその全部が給料に比例する方式をとっておりますから、場合によりましては給料の低い人は厚生年金よりも低いという、場合によっては著しく低いということも起こり得るわけでございます。というのは、厚生年金は六〇%定額にしてありますから、厚生年金の方の低い人は非常に底上げされているといひます。それが地方公務員の場合だけ有利になるわけですが、それが地方公務員の場合それをやりますと、全部給料に比例しますと著しく低いということも起こり得るわけでございます。いまは、低い人の最低を保障するという意味では、厚生年金の方式を取り入れた方がいいんではないかということをやっておるわけでございます。

○阿部憲一君 そうすると高い方の人に対してはどういうふうなことになるわけですか。いま低い人を非常にカバーするためにやったようなこととすけれども、その基準といひましようか、どうなっておりますか、伺ひたいんです。

○政府委員(塩田章君) 上限につきましては、いま五十二年までは三十六万円、いまお願いしているのはいま三十八万円という上限がつくられますので、この点はいづれにしてもそれ以上の人は幾らあっても三十八万円ということと抑えられますので、その点はそれでよろしいんじゃないかと思ひます。

○阿部憲一君 公平じゃないけれどもそれでやむを得ないということですね。

いま私伺ひましたのは、算定根拠の三万円ですが、厚生年金の標準報酬の最低額となつているわけですが、そのまま取り入れたのでは、公務員の職務の特殊性というものが反映されてない、ということになるのではないかと思ひますが、

この最低保障額を再検討する必要があるかというふうにも考えられますが、この辺のところ御説明願いたいんですが。

○説明員(桑名靖典君) いまお話しのように、最低保障額の算定の基礎に用います定額部分と報酬比例部分、その報酬比例部分の額は御指摘のように標準報酬月額の下限三万円を使っていることは御指摘のとおりでございます。ただ最低保障額の算定に、いま公務員部長が御説明申し上げましたような考え方から厚生年金のルールによる最低保障額を算定いたしているわけでございまして、二通りございまして、一つは、いわゆる基本ルールというのがございます。それは退職前一年間の平均給料に在職年数に応じた支給率を乗じて算定をしたのが基本ルールでございます。もう一つ通算年金ルールと言われている算定方式がございまして、これは四十八年に厚生年金保険が大幅に引き上げになりましたときに、低額の給与を受けている職員、いわゆる低額給与者の年金が、厚生年金よりも下回る結果になったのに対応いたしましてつくられた制度でございまして、厚生年金保険における計算ルールによつて置き直した場合の計算額と、先ほど申し上げました基本ルールによつて計算した額とのいずれか高い額をとることにいたしているわけでございます。したがって、公務員の場合に最低保障額に係るものにつきまして、確かに標準報酬額の下限の三万円を使っているわけでございまして、一般的には標準報酬額というが、退職前一年間の給料が三万円というところはあり得ないわけでございまして、退職年金の受給者が退職時の、退職前一年間の給料をとりまします場合に、基本ルールによる計算よりも通算年金ルールによる計算の方が高い場合にはこちらをとるわけでございまして、そういう意味におきまして、最低保障額の算定の基礎には三万円を使つておりますけれども、実際の通算年金ルールによる計算をいたします場合には、退職前一年間の平均給与を基礎にいたしまして報酬比例部分の計

算をいたすことになっておりますので、三万円との差は出てまいるわけでございます。

○阿部憲一君 そうしますと結局あれですか、公務員の特長性というものはいまだ多少加味されているというふうに了解していいわけですか。

○説明員(桑名靖典君) ただいま申し上げましたように、給与のとり方につきまして、厚生年金保険におきましては全保険者期間の平均をとることによりまして、退職前一年間の平均給与をとつておきましては、退職前一年間の平均給与をとつておきましては、公務員の特長性と申ししますか、給与の実態が年金にも反映している、こう理解いたしている次第でございます。

○阿部憲一君 次に、老齢者加算についてお伺いしたいんですが、従前は八十歳と七十歳とに区分されて、加算の特例措置がなされておりました。それを今回の改正で七十歳以上のものに一本化され、最短期間年金を超え年数によつて給料の年額の三分の一、あるいは三分の二の加算がなされるというところになっておりますが、老齢者加算をする理由を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(塩田章君) 老齢者加算の制度は、四十九年の恩給制度の改正に準じて、長期間公務員として勤務し、老齢となったという方に対する優遇措置ということで、趣旨はそういう趣旨で創設されたものでございます。その改正の経過を見ますと、四十九年の創設当時はすべて七十歳以上につきました加算率が三分の一というところでスタートしたわけでございまして、その後翌年の五十一年の改正におきまして、等しく七十歳以上といひましても、そのうちで八十歳以上の方につきました。なお一段と優遇した方がいいではないかと、八十年の改正におきまして、八十年という限度はつけておりましたけれども、三分の二という加算率を加えて優遇を図つたわけでございまして、五十一一年の改正におきましては、そのとき残されたといひますか、七十歳以上の方につきました。五十二年という限度をつけまして三分の二という改正をした八十歳以上とのバランスをとるという改正をした

わけでございますが、今回再び七十歳以上は全部一律にしまして、十三年という限度で三分の二という改正をいまお願いしておるわけでございまして。これはそういう経過を見ますと、七十歳以上についてスタートしまして、さらにその中で八十歳以上を優遇するという形がとられて、そしてまた今回七十歳以上を一律にするということで、そういう経過はあるわけでございまして、基本的な思想としては、逐次全体を改善するといひますか、引き上げてきておるということでございます。今、七十歳以上、八十歳以上も含めて、そういう意味では非常に改善といひますか、そういう方向で改正方をお願いしておるわけでございます。

○阿部憲一君 そうすると、いわゆる八十歳以上の人ですか、恩恵といひましようか、消えてしまつたわけですが、それは全体を引き上げるために犠牲にした、こういうふうに解釈していいわけですか。

○政府委員(塩田章君) 犠牲にしたというわけじゃなくて、八十歳以上の方もよくなつておるわけでございまして。ランクづけがなくなつたということでございます。ランクづけがなくなつたということと、去年までのよりはよくなつておる。七十歳以上の人が全体に引き上がった中で、八十歳以上の方も決して従前のままとか、あるいは悪くなつたといふことではございませんので、そういう意味では犠牲になつたといふことではないと、全体がよくなつたといふふうに御理解いただきたいと思います。

○阿部憲一君 この加算の特例は、恩給、年金条例職員期間などの合算によつてそれを超える場合のみ適用するようになっております。先ほどの答弁からすれば、適用期間も含めて加算の特例の適用ができるようにする必要があつたのではないと思ふんですが、特例措置の適用範囲の拡大など図られませんかどう承りたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) ただいまお尋ねの点は、

老齢者加算の対象期間について、恩給制度の適用を受けておつたいわゆる恩給公務員期間、それから地方公共団体の退職料条例の適用を受けておつた退職年金条例期間、それから雇用人の昔の共済組合制度である旧長期組合員期間、これを対象にいたしました退職年金の老齢加算についての制度が設けられているわけでございまして、しかしながら、廃疾年金と遺族年金につきましては、その廃疾年金なり遺族年金を受ける受給者の生活の実態を勘案いたしまして、それ以外のいわゆる施行日前の制度の適用を受けなかつた期間についても、その対象期間にしているわけでございまして、御指摘のように、退職年金についても、老齢者加算が老齢者を優遇するという見地から設けられた趣旨からいたしまして、拡大する方向で将来検討はいたすべきものであるとは考えますが、創設の当初におきましては廃疾年金と遺族年金の受給者の実態を考慮いたしまして、退職年金の老齢加算と區別をして設けたわけでございまして、

○阿部憲一君 この年金改定の実施期日ですけれども、六月一日と四月一日に分けられていますが、けれども、分けられている理由をお伺いしたいし、またどの時期に両者同時に実施できるようになるのか、お見通しを伺いたいと思ひます。

○説明員(桑名靖典君) 年金額の、既裁定年金額の引き上げそのものについては、全員四月実施でございまして、阿部委員がいま御指摘になりました六月と四月の区分は、最低保障額の引き上げの部分につきまして四月分から引き上げをいたします部分と、六月からさらに増額をして引き上げる部分があるわけでございまして、それから老齢者加算等につきましては六月から実施することにしたにいたしているわけでございまして、御指摘のように四月と六月に分けましたのは、給与あるいは恩給の改定率等にスライドした改定をする部分につきましては四月から実施することにしたにいたしております。それから政策的に増額改定を図る部分、すなわちただいま御指摘のありましたような老齢者加算、こういう制度については六月から実施をして

いるわけでございまして、御指摘のように、許されるならば当然四月からやる方が好ましいわけでございまして、財政事情その他の事情がございまして、四月と六月に二つに分けて実施時期を区分しているわけでございます。

○阿部憲一君　そうすると、くどいようですけれども、当分の間は四月と六月と二つに分かれるわけですね、期日は。

○説明員(桑名靖典君)　毎年の政策判断でございまして、これは四月と六月に分けたわけでございまして、けれども、来年度以降、この改正の実施時期が、いま御指摘のように二つに分かれるのか、あるいは一本化するのか、それは来年の問題でございまして、いまからは判断できない問題でございまして。

○阿部憲一君　ただ、私いま質問したのは、事情はことしも来年も再来年も変わらぬだろうということから考えまして、恐らくそれじゃ当分続くのじゃないかというところをお伺いしたわけですが、来年になってあるいは変わる可能性もあるということですね。わかりました。

次に、財源関係について伺いたいと思いが、今回の改正で財源にどの程度の影響があるのか、お伺いしたいと思いが、また明年、財源の再計算ということのようですけれども、これはどのよう掛金率に影響されるのか、あわせてお伺いします。

○説明員(桑名靖典君)　今回の御審議をいたしております年金額の改定につきまして、施行日前の期間については追加費用というところで地方公共団体が負担するわけでございます。施行日後の期間については三者がそれぞれ負担することになっていくわけでございまして、今回の改定に要する増加額の現行財源率に対する影響というのは千分の一・〇七七程度であると計算されております。

そこで、来年度の財政再計算の際にどうなるのかという御指摘でございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、従来の方式と基本的に考

え方を同じにいたしまして、総合保険料方式による計算方法を行いまして、さらに各年度ごとの収支の見通し等も出しまして将来に対する財源不足を生じないような計算方法をとることにいたしております。したがって、その結果財源率のようになるかというのは、現時点においてはまだはっきり明確にお答え申し上げる時期ではないと思

います。

○阿部憲一君　ところで、例年、諸願で年金に対する交付税を国庫負担に改めて大幅に引き上げるといった趣旨の意見が出されておりますが、自治省の福利課長をなさっていた佐野さんの書かれた「地方公務員退職年金制度詳解」これによりまして、交付税率の引き上げにより地方の自主財源を増強することにより、長期給付に要する費用の一〇％及び事務費の全額を地方公共団体が負担することとして、それまでの国庫負担に終止符が打たれることになったのである。と、こういうふう

に述べておられますけれども、現在公的負担分は一五％になっているものの、一方で年金受給者はふえて、年金額は増額されてきて所要財源がふえてきておる現状でございまして、こういふ中で、出発当初の交付税に代がえさせた国庫負担分の交付税に占める状況はどのような変遷をたどっているかお尋ねしたい。

それからまた、諸願の趣旨のように一五％分の国庫負担として交付税の中から分離した方が交付税制度としても制度上つきりするのではないかと考えられますが、この辺についてのお考えを承りたいと思いが。

○説明員(桑名靖典君)　従来から公的負担分について交付税措置をしていることは、ただいま御指摘のとおりでございまして、その経緯につきましましては、いま引用されましたとおり、三十七年十二月にこの制度ができましたときに、いわゆる国庫補助による負担をするように強く自治省としては要求をいたしたわけでございまして、しかしながら、公経済の主体としての地方公共団体が負担することについて交付税措置をすればそれで足りる

のではないかという議論もございまして、結局午前中にもお答え申し上げましたように、三年間国庫公務員よりもおくられて地方公務員の共済制度が出発したわけでございまして、その際のいきさつといたしまして、当時、長期給付に要する費用とそれから事務費の合計額が大体十五億と見込まれておりました。それが国庫三税に対する割合が一・〇の比率であったわけでございまして、三十二年ごろから地方財政の窮迫に伴いまして臨時交付税というふうなことで一・三の臨時交付税が支給されておりました。この共済制度を施行いたします三十七年に、ただいま申し上げました一・一とそれから臨時交付税として定められておりました臨時交付税率の一・三を加えました一・四を恒久化する

ことにより、まあ公経済の主体である地方公共団体が負担するというふうなことで決着を見たわけでございます。

そこで、お尋ねの三十七年当時は、確かに十五億に相当するものとして一・一というように計算をされていたわけでございまして、その後の推移は、昭和五十年におきましては、事務費とそれから長期給付に要する費用の負担割合が交付税の国庫三税に対して一・一八％、それから五十二年におきましては一・二四％でございまして、先ほど申し上げましたような一・四％にはまだ達してない実情でございまして。

○阿部憲一君　以上、若干の質問をしてまいりましたんですが、最後に自治大臣にちょっとお伺いしたいんですが、私が冒頭で述べましたように、この年金一本化の動きというのはいわゆる時の流れではないかと考えられますが、その中で、公務員の特権的な職務上の特別な拘束性というものをどのように年金に反映させるのかということが課題になると思いが、この点にどのように大臣としては対応されるか、またどんな御見解をお持ちになっているかお伺いして私の質問を終わります。

○国務大臣(加藤武徳君)　昨年の十二月に大きな答申が二つ出しまして、基本年金という表現と、基礎年金という表現にはニュアンスの若干の開きはございますけれども、全国民に対して一定額の年金を基本的に支給しなければならぬ、この考え方は両者共通であるかと思いが、そこで、この答申を軸にいたしましてこれから大きく年金制度が動いてまいりますことが予想されるのでありまして、そこで公務員並びに公共企業体の関係者が三者集まりまして懇談会を持っておりまして、先ほど部長が答弁いたしたとおりでござい

ます。まだ具体的にどういう方向でということとは明確ではございませんけれども、しかし、この両構想を、答申なりあるいは建議を中心にして動くことだけは事実であろうと、かように考えます。その際、公務員共済のあり方でもございまして、けれども、いまの年金制度はなるほど社会保険の制度でありますことは間違いがございせんが、しかし、公務員はまた公務員としての立場がありまして、公務員はまた公務員としての立場がありまして、基本年金の制度が逐次具体化するに伴いまして、公務員は公務員の立場においてさような理念を基本にいたしながらどうなればならぬか、これを模索していかねばならぬ、かように考えております。

そこで、私もこれからいろいろ研究してまいらなければならぬと思いが、しかし、共済組合の審議会もあることでございまして、審議会の御意見なんかも十分にお伺いをしながら新しい制度のあり方について検討いたしてまいり、かような根本の気持ちを持つていようなことではございまして。

○神谷信之助君　まず最初に、市町村共済の短期の財源率、特に掛金問題について、昨年もお尋ねしたわけですが、引き続きお伺いしたいと思いが。

市町村職員の共済であるいは健保の問題ですが、健保適用のところが四十七市、約三十八万おります。そのうち政令都市の関係を除きますと十七万。それに対して同じ市町村職員の共済組合の方が約八十九万。ところが、同じ市町村職員であり

ながら健康適用の方は平均千分の二十五・八ぐらの掛金率。こちらの共済の方は平均千分の四十四・八というように掛金率で非常に大きな開きがある。この点についてどういう考えをお持ちか、まずその点からお伺いしたいと思います。

○政府委員(塩田章君) 等しく地方公務員でありながら健康に入っている都市がございまして、その間にいま御指摘のような掛金に差があるということは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、私も、健康の方の指導方針としまして、基本的には、法定給付分についてはファイフ・ファイフ・ファイフであるべきだという指導が厚生省の方からなされておりました。実際には、いま御指摘のような数字になっておりました。その間になら、何と申しますか、実際の指導というのか、実際の掛金との間になら差があるというのが実態であるということはおよく認識しております。ただ、この点は、私もやはり基本的に社会保険の考え方としましてそういった掛金もファイフ・ファイフ・ファイフの方向にいくべきであるというところで考えておるわけでございまして、成立当初のいきさつ等ございまして、いまにわかに、何といいますが、改正、改善が図られなくて実態がかなり差があるということでございますけれども、まあ逐次市町村共済の、健康保険に入っている市町村の方も、その点は厚生省の基本的な指導の方向に動いていくんであらうというふうに考えております。したがって、私もものいまの時点でかなり大きな差があることは事実として承知いたしておりますけれども、これによって市町村共済の方を直ちにどうするということじゃなしに、健康に入っている方を本来の姿から言いまして改善されるべきではないかと。なかなか実際は早急にはいきませんけれども、気持ちとしてはそういう方向でいくべきであるというふうに考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 これはもう自治省の考え方は根本的にわれわれは納得できません。反対の方向です。われわれの方は事業者負担を七割、労働

者負担を三割にせいと、諸外国でもそうなっているじゃないかというのがわが党のみならず多くの野党は主張しているところですね。ところが、自治省の方は市町村健康の方はそういう状況が六割から七割の状況でありますから、だから掛金率は低いと、それがけしからぬので、共済の方に足並みをそろえようというのはいかぬと、われわれとしては納得できない問題ですね。実際そういう方向で考えておられるんですか。福祉を優先し、そして働いている職員のそういう福利厚生条件というのを考え、それを高めていくと、できるだけ負担も、とりわけ今日の生活の条件ですから、それを何とか向上させる方向に進めていくという方向じゃなしに、そうじゃなしに悪い方へ地ならしをすると、そういうのが自治省の方針なんですか。

○政府委員(塩田章君) これは制度ができましたときにいきさつがあることでございまして、私も現状をけしからぬことだというふうに思っておるわけでは決してございせん。ございせんが、どういう方向にあるべきかということにつきましては、やはり社会保険でございまして、厚生省の方あるいは社会保障制度審議会の答申にもございまして、基本的な考え方としてファイフ・ファイフ・ファイフであるべきだという考え方が出ておるわけでございまして、それは私も基本的な考え方として私もそれを、何といいますが、納得しておるわけでございまして、それを直ちに変えるということじゃございせん、やはり厚生省のそういう指導というものはそれでよろしいんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○神谷信之助君 ちょっともう一遍念のために聞きますが、厚生省の方針はそうだと、それは厚生省の方針としてまた厚生省と話をしなきゃいかぬ問題ですね。しかし市町村の健康組合は今まで経過、既得権といえますか、実績がありますね。これはもうけしからぬといつてファイフ・ファイフ・ファイフにせよという指導をするということでは

はないか、いまの二回目の答弁はそう聞いたんですが、そう理解していいですか。

○説明員(桑名靖典君) 公務員が組織いたします健康保険組合制度の、健康保険組合の保険料率の負担割合について御指摘のように格差がございまして、それは健康保険組合の問題でございまして、厚生省が所管をいたしております。健康保険組合の指導あるいは事業運営の基準等も厚生省が指導している事項でございまして、したがって、公務員の福祉という立場から都市共済組合が、都市が持っている健康保険制度のあり方について関心を持つことは持っておりますけれども、それをどうしようというところまで考えているわけではないわけでございます。

○神谷信之助君 さらにそれは厚生省の所管ですから、自治省としてどうのこのの、関心はあるけれどももしやというものではないと、当然のことだと思いますが、逆に私はだから自治省の方としては、共済組合法の適用を受けているこちらの共済ですね、市町村共済の方、この掛金率が、今日の医療費の増高等で高まってきているわけですね。財源率が千分の百を超えているわけです。これは交付税で、特交で措置をするとか、そういうことで五十一年度からやっております。そういうことはできるだけそういうことで掛金率を引き上げ、これでは千分の五十になりますね。それ以上にはならないようにしようという点で、一定の歯どめを加えながら組合員の負担についての重圧を避けるということについては、この努力はこれからもうするということ、この点はどうですか。

○政府委員(塩田章君) 御指摘のように五十一年からいまのような制度を、制度といいますが、措置をとったわけでございまして、五十一年度当時はいわゆる臨時応急の措置ということでございまして、その後の推移を見ておったわけでございまして、五十二年にもやはり同じような状況で三組合ほどございしたものですから、同じような措置をとっております。しかし、これは特別交付税で措置しておるものでございまして、いわゆる、

何といいますが、恒久的制度としてこういうものを打ち出すということではまだ踏み切れておるわけではございません。もし恒久的制度であれば、特別交付税でない形で措置する方がいんじゃないかという議論も当然出てまいります。したがって、いまのところまだ五十一年度、五十二年二カ年でございまして、ああいう形の応急措置としてとっておりますけれども、今後の事態をやはり見ながら、いかにいかなる措置をとっていった方がいかにいいかは考えていかなきゃいかぬ。その際に御指摘のように千分の五十というのはやはり一つのめどとして、それより高いということは、まあ何らかの措置を考えなきゃいかぬだろうということは申し上げられると思いますが、具体的にいまの形がそのまま維持されるというふうにはまだ固まっていけないというふうに申し上げたいと思います。

○神谷信之助君 それじゃ、今度五十三年度は大体十組合ぐらになるであらうというふうに聞いておりますが、五十三年度は少なくとも特交措置を考えておられるんですか。

○政府委員(塩田章君) 一応十組合ばかりがいまの予算段階で想定されております。決算段階でどうなるかまだわかりませんが、五十三年度では、もし出るようであれば同じような措置を考えるべきであらうというふうに考えております。

○神谷信之助君 そこで、もう一つ健康保険組合、健康保険の場合は上限を千分の四十にしていますね。それで昨年ちょっとお聞きをして、市町村健康保険の場合には千分の四十は市町村共済の方の組合員の平均値、給与その他から考えれば、それは千分の四十五になるから、いまの千分の五十を上限にして、それ以上は特交措置にしているんですけれども、これを千分の四十五にしてもらいたいという問題で、そういう計算をされている問題について去年質問したわけです。そうすると自治省の方の御意見は、地方公務員全体一本で考えない、それは市町村共済関係だけで見てもらおうのはぐあいが悪いと、疑問があると、そういう点について

て。というのが主要な疑問点として出されておりました。

その点について私はさらにちよつとお伺いしたいんですけれども、地共済の方は、五十二年度の財源率が千分の八十一・二だったのが今年度は千分の九十・五というところですね。それに対して市町村共済が救済をされるのが千分の百になりますから、財源率が。こういうことになるわけでしょう、これに該当するというのは、この点でも同じではないですね。だから当面市町村共済が、とりわけ市町村の職員の給与自身も全体として低いわけですし、それから賃金水準の高いところは、政令都市その他の県庁所在地なんかは健保組合をやっていますから、そういうところはどつと抜けておるわけですからね。ですから、そういう点も考慮するならば、これはひとつ私は考える必要があるというふうに思うんです。去年御指摘にあったそういう点とか、税務職員とか、いろいろ手当の問題とか、それから調整手当とか、そういう点ももう一遍再計算をしてみたいと思います。してみたいと思います、大体千分の四十五・八三が、健保の千分の四十に該当するという計算が出てきているんです、自治省の方御存じかどうか知りませんが、そういう市町村共済自身の掛金率が多分、それだけの単位ごとですね、給与の方はばらつきがありますからそういう状況が起つてくると。そういうことよりは、地方公務員全体の水準を公平にするという上で、私考の方として平均給与といいますが、その辺を一つ基準にした方法があるんじゃないかと思うんです。

川県は財源率が百五です。それから全国平均給与とすれば九十に下がってある。全国平均給与と対比してやりますとちよつと九十九ですね。ですから掛金率を九十の二分の一で四十五ということに負担金率百五から四十五引いた六十、そのうち六十から二分の百五を引きました七・五ですね、これを国庫補助対象にするとかしてやると、そういうことでばらつきを少しでも改善する方法ですね、これ一例ですから。

こういうのをひとつ考えてもらうことが、とりわけいま特に市町村財政が窮乏をされているし、そういう財政力の弱いところの賃金水準というのは不況が高まる中でなかなかそうはいきませんしね、その中で掛金率をふやすわけにもいかぬです。しかもそれは都市近郊ですと若い職員が多いですけれども、比較的年平均年齢も高くなつてきていますから、そういう状況なんかを考慮すれば、そういう、何といいますが、財源率が高くてしかも平均給与全国平均よりも低いようなところ、それらに対する救済措置として千分の四十五を基準にして、その差額を考慮してみたいという方法も一つの手段ではないかというふうに思うんです。また、千分の百を超えたところを特交で措置をして制度化をされているわけではないとおっしゃるわけですが、これは、もし制度化をするということであるいは特交措置をする場合にもそういうことを含めて検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(塩田章君) いま細かい数字を挙げて一つの御提案もあつたわけでごさいます、先ほどお答えしましたように、少なくともいまの時点では私も五十一年からいわれる臨時措置としてとつたということでごさいます、これを今後どういうふうな持っていかうのか、もちろん基本的には医療制度の改正と非常に結びつく問題でございまして、その辺等にもならみながら今後の方向は考えていかうか、またことしの、あるいはここ一年後の推移を見まして、その特交措置が必要となるかどうか、その辺をよくにらみながらいまの措置の今後のあり方を考えていかうか、いかにねと思つております。その際にはもし何らかの措置をとる、制度的に必要があるということになった場合には、いまお話しのようなことももちろんそれは検討の対象には入れるべきであらう。つまり平均をとったり、あるいは高いところを見まして個別のものも反映させるといったようなこともある程度考えるのかどうかというようなことも含めまして当然検討の対象にしないか、いかにねと思つたけれども、いまの時点ではまだ私も全く臨時的措置であるということでおしはらう様子を見ていきたいと、こういうふうに考えておる段階でございます。

○神谷信之助君 大臣にちよつとお願いしておきたいと思うんですけれども、大臣は岡山の知事の経験もありまして市町村の状況はよく御存じだと思つたので、いま特にそういう農村県それから過疎県といいますが、そういうところの市町村の共済は財政的にも大変な状況になつてくるし、各県民にも負担がかつてくる。職員の賃金は全国から比べても低いところが多いわけですね。ですから全国、たとえば大都市のそういうところの職員と比べても非常に不公平が出てくるという状況もあります。だから根本的な解決というものは、私も毎年申し上げておりますけれども、使用者負担、事業者負担というのを七割にして、労働者は三割にするとする問題を含めていろいろな提案をしておるわけですが、当面の措置としていま千分の百以上になると特交で措置をするという措置をやられている、財源率がですね。だから財源率が千分の九十を超えればそういう措置をするとか、あるいは平均給与と対比をして、そして平均給与よりも低いところで財源率の高いところというのに対する特別措置をするというふうな方法とか、千分の百をさらに拡大をする方向で少しでも前進をさせる方向で検討をしてもらいたいというのが私の願い、あるいは市

町村共済自身もそのことを要望して運動しておるわけですから、この辺についてのひとつ見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(加藤武徳君) 地方公務員として同じように勤務しておられる、医療給付につきましても不公平が生じておりますことは、いま御指摘のとおりでございます。不公平の大きいものは、いまも御指摘がございましたように、地方公務員共済の短期給付の中において医療給付を受けております者と、そうではなくて健康保険組合方式をとつております市町村との間には、掛金の上限につきまして、いまも話がありましたように千分の五十と千分の四十と、かようなへんばといいますが、不公平がございまして、これをどうするか大きな問題点ではございますけれども、さつきも答弁がありましたように、なかなかわかに不公平を是正いたしますことが困難な状況でござい

ます。それから同じ地方公務員共済の短期給付を受けておる中におきましても、先ほど医療給付の金額の御指摘がございました。地方によりまして非常な差があるのでございまして、なおかつそれは各地域に医療機関が均等に配置されておらない、このことも大きな影響があるのでございまして、いろいろの矛盾点があるかと思うのでござい

ます。ことに先ほどの掛金の上限の問題につきましても、千分の百を超えます部分につきましては交付税におきまして処置をいたしておりますけれども、これもいろいろ議論のあるところでございますから、さようなことを包括をいたしながらこれからよく検討を加えてまいらなければならぬ、かように考えておるところであります。

○神谷信之助君 では次の問題に移りますが、これは午前中にも議論がありました被扶養者の認定基準に関する問題であります。

御承知のように四十九年の四月に年額七十万円というところになつて以来今日までそのまま据え置

きになってきております。一方、これ遺族年金の最低保障額がずっと引き上げられていってますから、去年が六十万が七十二万になり、これは四月から七十七万、六月から八十五万二千ですかに引き上げられるというのがいま議論しておるところですね。そのために、たとえば京都市の市町村共済で調べてみたんですが、五十二年で年寄りがこれらもあって、共済の資格をなくすると、被扶養者の資格がなくなるというのが二百五十九人です。うち年金が七十万を超えるためというのが百六十三人。超えている中身を見ますと、七十万から七十五万というところ七十一人です。このところが非常に五十二年当時は多いわけですね。今度は四月から七十七万、六月からまた八十二万二千円になりますから、これずつとだめになっちゃうわけでしょう。そうすると、今度はその母親なら母親は国保に移らなきゃいかぬわけですね。こういうことになるわけですね。そうしますと、国保の方から言えば、収入の少ない人が入ってくるわけですから、それから有病率の高い人が入ってきますから、国保の財政自身にとってもますます厳しくなる。共済の側から言えば、その面では助かるということになるかもしれないけれども、そういう問題が起こる。しかし、組合員自身にとっては、共済組合の掛金自身もほとんど高くなってきた上に、家族が国保に加入するといひますと、それで保険料の負担、それから医療費の三割負担ですか、これらがかかってきて、さらに著しくなっていく。市町村共済に入っていますと、それに比べて家族の負担分については、互助組織なり何なりで一定部分を措置するということもやったりしていますけれども、そういうことができないという状況も出てくるというような、いろいろな問題が出てきて、より大きな負担がかかってきているんですね。四十九年の四月ですから、その後に例の石油ショック、狂乱物価、インフレがだつと来たわけですから、それきりとまっているというのは、これはもう実態に合わない、

これは午前中も指摘があったわけですね。大蔵省を中心に午前中は議論がありましたけれども、自治省自身はその点についてどういうお考えをお持ちか、これをまずお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(塩田章君) 先ほど議論のあった問題でございまして、基本的には被扶養者として認定されるためには、主として組合員の収入により生計を維持しているということが一つの基本線としてございまして、これは御案内のとおりでございますが、したがって、そこで、主として組合員の収入によって生計を維持している範囲をどこに置くかという問題に尽きるわけでございますが、その場合に、何にリンクさせるかといひますところ、所得税法の七十万というものを使っており、これは先ほどの御議論にあったところでございます。これは私は、考え方として一つの考え方であるかと思ひます。まあ、これではなかならぬということも同時にないかと思ひますけれども、さりとてそれは何にするかということになった場合に、これが一つの考え方であることは間違いないと思ひます。ただその場合に、いまもお話ございましたように、四十九年以來動いてないというんですか、変わっていないというところの問題がございまして、いろいろ御指摘があるかと思ひます。したがって、いまは、私もその四十九年以來変わっていないという点は、私も一つの問題点として、これを何とか引き上げを図りたいという気持ちは持っておりますが、所得税法にリンクさせるというのは一つの考え方だというふうに思ひますので、この辺は関係省庁でございますので、よく相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。

で、もちろんこれはいまもありましたように、所得税法とリンクしてはいますから、だから自治大臣の権限だといって、勝手に上げるわけにはいかぬということとはわかりますが、「取扱いを参酌し」ですからね、そのまゝのことではないと思ひます。しかしいづれにしても、いま部長もお答えになりましたように、四十九年以來とまっているというのは一つの問題点だと思ひます。

それからもう一つは、扶養手当の支給対象の収入限度額、これが初めはいまのやつとリンクしてはいたけれども、所得税にかかわって、差がありました。これもいま六十九万になってきていますね、扶養手当の支給対象収入限度額ですか、これは五十二年一月一日からは六十九万ということ。ですから、それも近づいてきていますね。ですから、この辺も考慮して、そして実際にまたこの市町村共済だけではなしに地共済もそうですが、年とつた両親の、お父さんの方が亡くなつて、お母さんを抱えて生活をしているところで、年金が来たからまあえぬ、扶養家族の対象にならぬというのは、実際にはこれは子供としては生計を維持していく上で大変な負担になってくるわけですから、その辺の実情も十分考えてもらつて、自治大臣だけでできませんから、大蔵大臣その他と協議をしてもらつて、来年度にはひとつ何とか改善をされるように努力をしてもらいたいと思ひます。が、この点はいかががでしょうか。

年から数年経過したしておるのでございまして、七十七万というこの線は、なるほど所得税法との関係もございまして、所得税法だつてやはり改正すべき機運があるかとも思ひますので、ございまして、これとの関連も持たせながら、今後検討いたしまして、なるべく早い機会に改定をいたすべきだと、かように考えております。

○神谷信之助君 政管健保の方なんかこの点嚴重にしているのかどうかというので、厚生省へちよつと聞いてみたんですが、厚生省の方は五十二年の四月六日付で保険課長からそれぞれの各県の健康保険主管課長に文書を出して、厳格にやりなさいということを書きながら、五項で「被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、「関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする」といふ一項を入れて、具体的には弾力的運用をやっておりますという話をしているんですね。きょうは時間がなかったのですが、厚生省は呼ばなかつたんですねけれども、厚生省の方からはそういう話がありました。

先ほど京都の例で、去年の例ですが、七十から七十五万のところは九十一人該当して、結局被扶養者の資格を外されると、こうなつたんですね。こつちの方はわりあい厳しくなつたとやつていて、みないな感じがですね。それでもかまわない人もあるでしょうし、それで大変困る人もあるでしょうし、それこそやつぱり実情に応じて、そういう具体的な実際のなによつてやつていくという方法は当然考える必要があるんじゃないかというふうに思ひます。こつちはもうこれ以上上がつてきますからなんですか、もう少しその辺のところの弾力的な運用という点も考える必要があるんじゃないかと思ひますが、その辺はいかがですか。

○国務大臣(加藤武徳君) 被扶養者としての扱いをどの程度にするかはまさに政策問題であらう、かように考えます。そこで四十九年の時点におきましては、まあ七十万円所得があればというような考え方、線が引かれたと、かように判断をいたしておるのでございまして、なるほどおっしゃいますように、この限度を決定いたしますのは自治大臣となつておりますけれども、関係省と関係を持ちまして、絶えず相互の連絡をとりながら処理がされておる、かようなことでございまして、自治省のみの考え方ではなかなか決定したい要素ではございまして、しかしもう昭和四十九

○政府委員(塩田章君) 厚生省のおっしゃっていることが具体的にどういう内容をしているのかよく存じておりませんが、こういう線を決めまして、決めた後で、いわゆる弾力的運用ということ、言うなれば悪く言えばルーズになつては

これまた困ると思うのです。その辺は非常にむずかしいところでございます。いま大臣からもお答え申し上げましたように、七十万円そのものが実情に合うかどうかという判断は大いにしたいと思ひますが、いわゆるルーズになつていいという意味で弾力的運用ということではちよつと私も申し上げるわけにはまいりませんので、そこら辺はひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 突然言つておるわけだから、いますぐ何でしようから、厚生省に聞いてもらつたらいいんですが、そういう被扶養者の認定をめぐつて問題が生じている場合には、申し立てによつて被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長がそういう関係者の意見を聞いて適宜必要な指導を行うものとすること。だから頭からだめですとびしやと切るとのことだけではありませんというのを合めてやつておられます、それは実際上そういうことをやつてもう大変だということがあるから、そういう状況を踏まえておりますという話なんです。これはだから厚生省に一遍聞いてもらつてひとつ——いまもう当面七十万ですから、これ上がつた場合でも、今度実際に運用する場合にそういう点もひとつ十分弾力的にやつていけるように——ルーズにせいということじゃありませんよ。こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

それからその次に、長期の問題に移りますが、新法ができる以前に雇ひだつた人がその後、新法ができる前に、あるいはその後、あるいはその後に、あるいは一時金ももらひましたね、あのとき、それが今度は、実際に退職した場合の年金をもらう場合に一時金が控除されるという状況になつております。

もう時間がありまけんから具体的に言ひますが、たとえばその一時金を、二万二千八百四十四円ですか、二十五年の九月十五日に二万二千八百四十四円受け取つた人が、現段階で控除される額というのが十三万六千八百五十円なんです。そ

ういうことになつて、この人の場合ですと五倍ぐらい、まあ物価はその当時から言うところであつておると言へばそれまでですけれども、物すごく控除されるという状態が続いてるんです。そういう問題がありまして、そういう制度をやられたときにはそれなりの理屈があつたと思ひますけれども、現段階では一体それはちよつと不合理な面もあるんじゃないかというふうに思つておつて、それで恩給法の方ではこれは定額になつておつて、うして十五回に払うのか、何かそういう話も聞いてるんですが、その辺いかがでしょうか。

○説明員(桑名靖典君) ただいま御指摘のありました雇ひであつて吏員になつた者について、雇ひの期間に受けた一時金を吏員になつてその退職年金から控除するかどうかという問題は、その共済制度に乗り移る前の旧制度におきましては、雇ひの期間と吏員の期間とは通算関係がなかつた別建ての制度でございます。ただ、いま委員が御指摘になりましたように、新制度になりましてからそういう調整規定が入つたわけでございます。そこで、いまお尋ねの恩給制度における既給一時金の控除の方法でございますが、一時恩給の算定の基礎になりました給料月額、やめたときの一時恩給の基礎になつております給料月額、その二分の一を出しまして、それから一時恩給の基礎になつて、在職年数、これは何年という年数でございますが、それに二月を掛けます。二月という二を掛けてまして、そして再就職するまでの間の年月数、これを控除いたします。これはどういふ趣旨かと申しますと、一時恩給の額というものが一月分、二月の生活の資料になるという考え方から、一月を二月に換算して控除の額を決めるという考え方にてきていますものと私は理解しておるわけでございまして、それで、再就職するまでの期間を引きまして、先ほど申し上げました一時恩給の基礎になつて給料の二分の一に掛けまして、その十五分の一を恩給の中から控除することにしてございまして、その十五分の一というのは、恩

給の平均在職受給年限が十五年だという考え方に基づいておるものと理解してゐるわけでござい

ます。それから旧共済年金におきましては、退職年金の基礎になるべき給料月額、これに退職一時金の算定に用いた日数がございまして、その日数の十五分の一を乗じたものを退職年金の額から控除することにしてあります。それから新共済制度におきましては、退職一時金の基礎期間一年について給料の百分の一・四の額を退職年金から控除することにしてゐるわけでございまして。

○神谷信之助君 それではこれがずっと続くわけでしょう、控除が。そうすると、一時金もあつたときは、たとえば二万何千がしたのが、十三万何千がし毎年続く、控除されると、こうなつていきま

す。死ねまで続く、こうなるでしょう。だから、この制度がつくられたときはそれなりの意義があつたらうと思ひます。私もそのころ府の職員でしたから、あのころ二万、三万、五万、五、六万もあつた人もあつたから、当時の物価で言つたら大きかつたですから、まあばくちもあつた、あつちばもあつちばと思つて、えらい損じやというふうな気もあつたけれどもね。しかし、そのときはこんな状態になつたといふことは余りよくわからぬでもらつていますがね。理屈は理屈で通るかもしれないけれども、あれからもうこれだけたつてきまして、そういう実際に控除をされながらずっと続いている人が出てゐるんですね。だからたとえば方法としては恩給並みに定額を決めて、うして、それらの十五分の一と言へば十五回払いになるわけですかね。それで切つてもらうようにするか、あるいはその一定の定額に利子、利息計算をして、そういうものをもらつた金額の利息、インフレ、物価上昇分なり何なりの計算をして、あるいは利息計算もつけるならつて、そしてそれについてやつてもうかとか、あるいはそのどちらかを選択するかとかというふうな、一定のやつぱり現段階では手直しをせぬと大変なことにだんだんなつていくわけですね。給与の改定

のたびにスライドしていきますから、これが。だからいままではそれほど響かなかつたのが、いわゆるインフレの中での給与水準がずっと上がる速度が速くなつたのに応じてこれは大きくなりまして、よけい目立ってきて大変なことになつてきますよ。この辺はひとつ私はそういう点を含めて再検討してもらふ必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○説明員(桑名靖典君) 既給一時金の控除につきましては、確かに御指摘のように、当時受けた一時金の額によりまして、人によりまして多額の年金からの控除を受けるという実態になつておるとは事実でございます。しかしながら、既給一時金を調整するということは、年金の基礎期間を二重に見るといふ弊害を避けるために設けられた制度でございますし、かつ年金受給者間の均衡を図るという観点から設けられたわけでございまして、既給一時金を控除する方式を全然やめてしまふということは、保険の原則からいましてこれはなかなかむづかしい問題であらうと思ひます。その場合に、神谷委員が御指摘になりましたように、もつた一時金の調整の方法といたしまして額で控除する方法とか、あるいは率は率で控除する方法とか、たとえばもつた額を一定の利子をつけて何年賦かで返す方法とかいふような方法については研究すべき課題であらうかというふう

に考へております。それから、それじゃひとつ率よりも定額にして、それからその定額を基礎にして利息をつけるか、あるいは何回払いにするかというふうな方法を含めてひとつ研究してもらひたいと思ひます。大部分もうそのころの人がいまちやうど退職して五十、六十、七十ぐらいになつてきて、しかもインフレに遭つて、給与水準が上がるたびにがあつたところ、きまつたから、それが非常にいま響いてきておる問題になつていますから、お願いしておきたいと思ひます。それからその次ですが、先ほどもちよつと話が出ておりましたが、長期の財源率の調査を来年の

十二月になさるということでありますが、この見通しですが、特にこれによって財源率が相当先ほどの見通しでいくと上がるわけでしょう。その点まだやってみないとわからぬということになるかもしませんが、いままでの決算状況なんかを見れば大体の推測はつくんじゃないかと思うんですが、この辺の見通しはどうですか。

○説明員(桑名靖典君) 長期給付に要する費用につきましては、五年に一度見直すことになっておりまして、前回計算が四十九年十二月に行つたわけでございますから、ただいま御指摘がございまして、五十四年の十二月に再計算を実施する予定にいたしておるわけでございます。

この再計算に当たりまして、従来から行つておりましたいわゆる数理的保険料率を算定いたしました方法をとりましますか、国家公務員共済組合における取り扱ひとの均衡を考えまして、今回は総合保険料方式並びに将来の収支見通しも推計をして出そうということにいたしましたと考えているわけでございます。したがって、従来の数理的保険料方式による、いわゆるモデルになる一定の保険料率による理論数値計算と違ひまして、現在職者並びに年金受給者、それから通算年金の待期者等の過去の在職期間を全部洗いざらしにし、まして、それをもとにいたしまして収支の見通しを計算いたすわけでございますので、従来よりもさらに実態に合ったものになるのではなからうかという感じがいたすわけでございます。その場合に、五十四年に実際にやりました場合にどの程度になるかというお問い合わせでございますが、現在資料の収集をいたしておりますので、その計算方式のシステムの開発を進めていく段階でございまして、どの程度に現行の財源率が変わるか、いまのところ見通しがついておらない状況でござい

○神谷信之助君 現在までの決算のところの収支の状況ではどうなんですか、長期の収支の状況では、いまの財源率で。

○説明員(桑名靖典君) 五十一年度の決算状況に

ついて申し上げますと、収入が一兆一千九百十一億に對しまして、支出が五千五百九十九億でござい

ます。差し引き三千三百九十二億円が積み立てられていて、そのうち、過去の累積の積み立てを計算いたしますと、五十一年度末における正味の資産は四兆五百五十八億、こういう数字になつていて、そのうち、長期の方は財源率の引き上げの心配はないというように見ていいです。

○説明員(桑名靖典君) 御案内のように、現在の積立金は昭和三十七年十二月以降の積立金でございまして、これから現在の既裁定年金者並びにこれから退職してまいりますものにつきましても、三十七年以前の過去の期間、いわゆる積み立てをしていない期間をもつて退職しているものが大部分でございまして、したがって、そういう過去の期間についての不足財源率というものがあつたわけでございまして、今後、いま申し上げましたように、五十一年度の決算におきましては確かに収支黒字になつておりますけれども、これがそのまま続加いたしておりますけれども、これがそのまま続くというところではございせんし、年金受給者がふえ、また、収入の伸びもとまらずれば、当然資産というものは減少の傾向をたどる時期が来るわけでござい

○神谷信之助君 そうなりますと、やっぱり公的負担の引き上げが私はいささか意味から非常に重要だと思つておられますけれども、毎年この問題は議論されておりますが、自治省としてはいまの百分の十五を少なくとも十八まで引き上げるといふのが悲願であるというのをいままでおつしやつておられるんですね、きょうもそういうお話ですが、この点について見通しというものは、たとえば来年度にはやれそうかというふうな見通しとか、やっぱり年金の根本的な制度化の改革といふんですか、その時期まで待たなければもうこれ以上だめだという見通しなのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(塩田章君) ただいまの問題五十三

年度でどうかというふうな段階ではございせん。お答えできる段階じゃございせん。むしろ後段の方の全体の公的年金のあるべき姿といふものが大きく今後課題になつてくると思つて、その一環の中で共済年金もいかにあるべきかといふことの方がむしろ議論をされるんじゃないかというふうに思つておられます。先ほど課長が答えましたように、来年度再計算するわけでございまして、

も、その際は長期の見通しを實際にやってみて、と考へておりますが、いまもお答えしましたように、数字的に申し上げるわけにはいきませんけれども、かなりやはり高い財源率になつてくるんじゃないかというふうな想像されます。これはひとりで共済年金のみならず、もう公的年金すべての共通な課題でございまして、そういう意味におきましては私も、いまの段階で地共済がどうのというふうな問題よりも、もっと大きな問題にやがてぶつかつていくであろうということ、それを公的年金全体のあり方の中で考へていくべきだと、ただ当面の課題として、百分の十五を、それじや放置するのとは、百分の十五を、それじや放す、その方面の努力ももちろん続けていきたいと思つておりますが、ただ来年度にできるかというふうなお尋ねでございまして、とてもそういう具体的な案があるわけではございせんということでございます。

○神谷信之助君 百分の十八を目指して奮闘はするが見通しは暗いということですね。しかし、いづれにしても五十四年の十二月の調査で財源率を相当引き上げざるを得ないような状況が起るであらうと。したがって、公的年金制度全体の問題、恐らく共通しますから、そういう点で百分の十五を全体としてどう引き上げるといふ問題が当然起つてくるであらうというふうに思つておられます。この点大臣もそのときにはひとつよろしく、いまから関係のところと十分協議しながらやつてもいいというふうな思ふんですが、

もう一つ私は、先ほどからも議論になりましたが、これはいつも議論になるわけですが、これま

あ交付税で見ているということは、言うなればタコ足食ではないかという、国庫補助制度にする必要がある、国庫負担にする必要があるという点ですね。その点について先ほどからずっと答弁聞いていますと、いやもうそれは公的経済論に拮抗して、大体自治省としてはそれでそういう立場に立っているように聞かされたんですが、もう一度ちょっと確認します。そういうことですか。

○政府委員(塩田章君) この点も先ほどの答弁でお答えしましたように、自治省としては三十七年の決定以前にはいろいろ経過がございまして、その間いろいろ意見を述べたわけでございますが、結局現在の形におきまして、地方自治体としては基本的には地方自治である、地方自治体としての公的経済主体であるという観点で交付税上の措置はとりましたけれども、そういうことで現在の形に、当時話がつきまして現在に至つておるというところで、その点私も少なくともいまの時点では満足しておるというわけでもございせんけれども、一つの地方自治といふことの観点から考へておるわけでござい

○神谷信之助君 皆さんの先輩の柴田護さんが「自治の流れの中で」という本を出していますね。それでその当時のいきさつを書いておられます。地方公務員の退職年金制度については、既に国家公務員については実施され、しかも、一般会計から繰入金もあることであり、それが、共済制度といふ一つの社会保険制度に對する国の責任を明らかにするといふ意味であるから、地方公務員の退職年金制度についても同様の措置をとるべきだとして自治省行政当局は主張したと、ところが大蔵省の方は「公経論」といふ理屈を、「理屈と書いてある、「理屈を引っぱり出して頑強に反対」をして、ついにやらなかったということですね。だからそのころタッチしておつた柴田さん自身も自治省の方の考え方が正しいんで、どうもあれは変な理屈だと、それに屈服をしたといふことですからね。これから言ふと、自治省としてはやっぱりあ

くまでも国庫負担制度にすべきだという立論は、その後もやっぱり堅持をして大蔵と闘わなきゃならぬ問題ではないかと思うんですがね。ところがきょうの話をずっと聞いてみると、それはもう地方自治という点から屈服をいたしました、降参しましたという話に聞こえるんですが、これでは私は、しかし実際に社会保障制度を国が責任を持つて進めるという点から言いましても、ちょっとおかしい話ですね。その辺はどうなんですか、やっぱり万歳しているわけですか。

○政府委員(塩田章君) 一つ考え方として言えば、地方自治ということもありますが、もう一つは、先ほど話に出ましたように、当時それを理由にして交付税の率を上げていくということもございまして、こういふことでございまして、いまの時点でこれを直ちにまた国庫負担にすべきであるというふうなことになります、これはやはり先ほど来の全体の公的年金の大改正という問題にもまたつながっていく問題でございまして、そういった際には、これはいかにあるべきかもう一遍大いに議論せざるを得ないと思っております、いまの時点でいまの制度を直ちにまた国庫負担にすべきであるということは、これはなかなか困難であらうというふうに考えております。

○神谷信之助君 それじゃ、最後に大臣にお伺いしますが、いまのような話です。ですから、いずれにしても交付税の引き上げ問題は地方行政財政の根本的改革と相まって、地方交付税全体の引き上げの問題も議論にならなきゃならぬし、また実現せにいかぬ問題になっていってまますね、現在の地方財政状況では、ですから交付税の引き上げも当然出てきます。それから、公的年金制度、来年度の十二月調査の結果ではこれどうするかという根本問題の議論もやらなきゃならぬだろうと。したがって、いまの公的負担の百分の十五の引き上げの問題と、それから交付税措置ではなしに国庫負担制度を導入するという問題、これはちやうどその時期に重なって大体出てくるで

しょうから絶好のチャンスでもあるわけですね。したがって、この点ひとつ正しく筋道を立てるとに反すという意味からも自治大臣ひとつ責任を持つてがんばってもらいたいというふうに思うんですが、その見解、決意これを伺って終わりにしたいと思います。

○国務大臣(加藤武徳君) いま御指摘がございまして、ように大蔵省筋と折衝をいたさなければならぬものもろの問題が多ございまして、私にいたしましても最大の努力をいたしたいと、かように考えておりますけれども、ただ国庫負担の点はかつて〇・四〇の交付税率を引き上げておるようなことがわが方の立場どころであるかと思うのでありますけれども、しかし交付税率全体の問題につきましても努力をしてみたいと思つて、なかつた長期給付に絡みまする公的負担の百分の十五の問題につきましても今後努力をいたしてまいりたい、かように考えます。

○委員長(金井元彦君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金井元彦君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(金井元彦君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。望月君から発言を求められておりますので、これを許します。望月君。○望月邦夫君 私は、ただいま可決されました昭和

和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、地方公務員共済制度の現状にかんがみ、次の諸点について善処すべきである。

一、年金の額の改定については、地方公務員の給与改定状況、物価の上昇等を勘案して措置し、地方公務員の退職後の生活の安定を図るとともに、その実施時期については、一年おくれとならないよう特段の配慮をすること。二、退職年金等の最低保障額の引上げについては、生活の実態に即し、一層の引上げ措置を検討すること。三、遺族年金の給付水準については、七〇%とするよう法律上の措置を講ずること。

四、長期給付に要する費用の公的負担については、厚生年金等公的年金における国の負担制度との均衡を図るため所要の措置を検討すること。五、短期給付に要する費用の組合員負担については、健康保険等の諸制度との均衡を配慮し、上限等について適切な措置を講ずること。六、被扶養者の認定基準については、年金の増額改定等の実情にかんがみ、その適正化を図ること。

七、年金からの既支給一時金控除は、その実態にかんがみ、方法等を検討すること。右決議する。以上でございます。○委員長(金井元彦君) ただいま望月君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。〔賛成者挙手〕

○委員長(金井元彦君) 全会一致と認めます。よつて望月君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、加藤自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。加藤自治大臣。

○国務大臣(加藤武徳君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(金井元彦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金井元彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後二時五十八分散会

五月十二日本委員会に左の案件を付託された。一、東京都財政確立に関する請願(第五三二八号)(第五三二九号)(第五三五四号)(第五三五五号)(第五三六三三号)(第五三六九号)(第五三八九号)

一、身体障害者用駐車許可ステッカーの全国統一化促進に関する請願(第五四一四号)

第五三二八号 昭和五十三年四月二十七日受理 東京都財政確立に関する請願 請願者 東京都足立区本木東町二ノ三 牧野研外六十九名 紹介議員 宮之原貞光君 この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。 第五三二九号 昭和五十三年四月二十七日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都豊島区要町二ノ二九 安部

井外百十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五六二七号 昭和五十三年五月九日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に関する請願

請願者 東京都北区王子二ノ一五ノ一〇ノ

五〇三 福岡徳之助外二千三百三十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第五六二八号 昭和五十三年五月九日受理

道路交通法に係る都市交通の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都八王子市輪原二七九ノ七

峯尾正文外百二十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第五〇〇三号と同じである。

第五七二九号 昭和五十三年五月十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町八五ノ一七

藤本修一外三百八十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五七三〇号 昭和五十三年五月十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀野町五ノ三五

菊田章外七百十名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五七五二号 昭和五十三年五月十日受理

地方財政の確立に関する請願

請願者 大阪市此花区西島一ノ六ノ七 岩

本守央外九百九十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五九二五号 昭和五十三年五月十日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚六ノ六ノ一四春

開荘内 大竹とも子外三百四十名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五九二六号 昭和五十三年五月十日受理

東京都財政確立に関する請願(二通)

請願者 東京都足立区西新井本町二ノ二〇

ノ一ノ四〇三 吉田照夫外八百八十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五九二七号 昭和五十三年五月十日受理

地方財政危機を打開し住民サービス低下と諸料金

値上げ防止に関する請願

請願者 滋賀県伊香郡西浅井町大浦 田仲

務外百十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七〇九号と同じである。

第五九五七号 昭和五十三年五月十一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都足立区千住大川町三六ノ八

下村和夫外四十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五九八二号 昭和五十三年五月十一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒二ノ二五ノ九

鈴木久雄外百二十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五九九六号 昭和五十三年五月十一日受理

東京都財政確立に関する請願

請願者 東京都板橋区高島平二ノ二七ノ三

〇ノ一、三三四 相沢恵美子外百

二十七名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

第五九九七号 昭和五十三年五月十一日受理

地方退職公務員の共済年金・恩給等の抜本改善に

関する請願

請願者 徳島市新浜本町一ノ八ノ一三 東

郷一郎外千九百八十名

紹介議員 小平 芳平君

この請願の趣旨は、第三二四三号と同じである。

第六一二二号 昭和五十三年五月十一日受理

東京都財政確立に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区山吹町六九 西尾す

みえ外百五十六名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七八号と同じである。

昭和五十三年六月六日印刷

昭和五十三年六月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局